



子ども・子育て支援新制度への 移行等に関する説明会

◆日程：平成27年6月10日（水）

◆場所：横浜市情報文化センター
情文ホール

◆時間： 第1部（13時45分～）
第2部（16時20分～）

こども青少年局

目次

<第1部>

資料1

子ども・子育て支援新制度の概要について・・・・・・・・・・ P 1

資料2

幼稚園から見た新制度（移行に伴う収入・事務の違い）・・・・・・・・ P 5

資料3

公定価格及び本市の独自助成制度について・・・・・・・・・・ P 11

資料4

給付事務について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 15

資料5

利用者負担（保育料）について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 21

資料6

幼稚園・認定こども園に対する補助事業について・・・・・・・・ P 25

資料7

利用定員について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 31

資料8

支給認定事務（1号認定）について・・・・・・・・・・・・ P 33

資料9

意向調査及び移行相談の実施について・・・・・・・・・・・・ P 47

<第2部>

資料10

認定こども園とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 53

資料11

公定価格及び本市の独自助成制度について・・・・・・・・・・ P 55

資料12

整備助成について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 59

資料13

支給認定・利用調整について・・・・・・・・・・・・ P 63

子ども・子育て支援新制度の概要について

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が今年4月からスタートしました。

横浜市では、子どもの育ちの連続性を大切に、乳幼児期から青少年に至る成長を広い視野でとらえていくことを基本的な視点として、引き続き保育所待機児童対策に取り組むとともに、教育・保育の質の維持・向上、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業など在宅の子育て家庭への支援、放課後児童施策等を、切れ目なく総合的に推進していきます。

1. 子ども・子育て関連3法について

幼児期の教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした、次の3つの法律が平成24年8月に成立しました。

① 子ども・子育て支援法

幼稚園と保育所で別々になっている利用手続や公費負担の仕組みなどを一本化

② 認定こども園法の一部改正法

幼保連携型認定こども園について、幼稚園と保育所で別々になっていた認可・指導監督を一本化

③ 関係法律の整備法

上記2つの法律の施行に伴い、児童福祉法などの関係法律を改正

2. 従前の制度からの主な変更点

(1) 市町村が制度の実施主体に

○これまでは、制度によって都道府県と市町村とに分かれていた実施主体について、新制度では市町村に一本化されました。

○市町村は、子ども・子育て支援の実施主体として、市民の子ども・子育て支援に関する利用状況と利用希望を把握したうえで事業計画を作成し、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を計画的に提供する責務を負います。

(2) 幼児期の教育・保育を「個人への給付」として保障

3歳以上のすべての子どもへの教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、個人の権利として保障する観点から、認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等を通じた個人への給付制度が導入され、いずれの施設・事業を利用した場合でも共通の仕組みで公費対象となります。

(3) 財源確保と公定価格の設定

○社会保障・税一体改革において、「子ども・子育て」は社会保障分野の一つに位置付けられ、新たに財源が確保されます。

○新制度では、教育・保育等に通常要する費用である「公定価格」が設定され、公定価格に盛り込む質の改善などの事項・所要額は財源確保の状況により設定されています。

(4) 「地域子ども・子育て支援事業」の法定化

地域子育て支援拠点や放課後児童クラブなど様々な事業が「地域子ども・子育て支援事業」として法定化され、各市町村が地域の実情に応じて実施します。

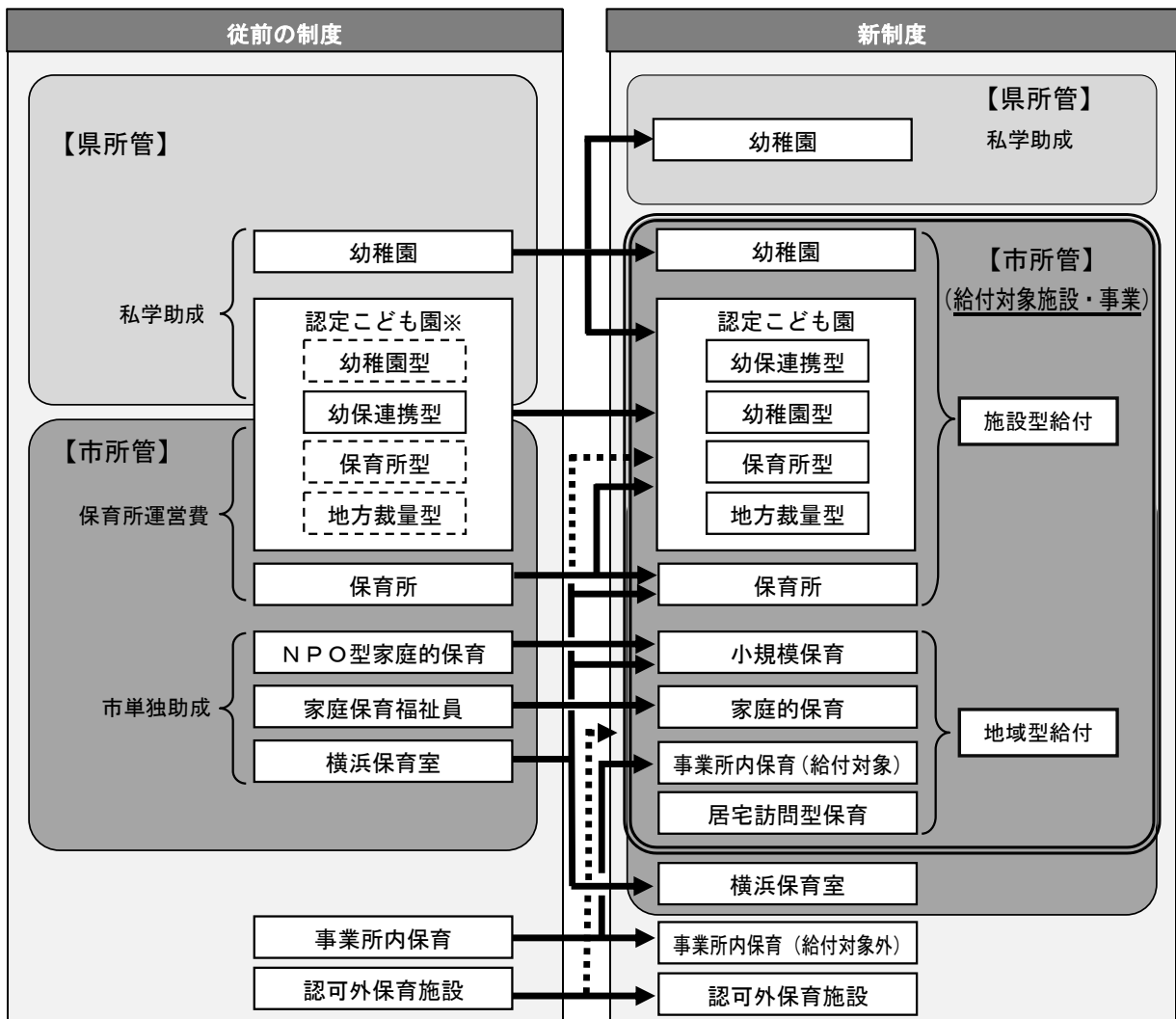
(5) 基準条例の制定

幼保連携型認定こども園や地域型保育事業等の認可基準、教育・保育施設等に関する運営基準、放課後児童クラブの設備・運営基準など、新制度の施行にあたって様々な基準条例を制定しています。

3. 給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付（義務的給付）	地域子ども・子育て支援事業（任意事業）
<<教育・保育給付>> ■施設型給付 <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育所 ■地域型保育給付…3歳未満児対象の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育（利用定員6人以上19人以下） ・家庭的保育（利用定員5人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育 <<現金給付>> ■児童手当	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦に対して健康診査を実施する事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・子育て短期支援事業 ・養育支援訪問事業等 ・病児保育事業 ・利用者支援に関する事業 ・時間外保育事業 ・放課後児童健全育成事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・子育て援助活動支援事業 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な主体の参入を促進する事業

○本市施設・事業における従前の制度から新制度への移行の主なバリエーション



※平成27年4月現在、本市の認定こども園は幼保連携型及び幼稚園型です。

4. 認可・確認（事業者関係）

○新制度における「施設型給付」または「地域型保育給付」の支給対象となるためには、「認可」とあわせて新たに「確認」を受けることが必要になります。

- ・「認可」により、設置が認められる
（施設・事業の目的に合致した基準を満たしていることが必要）
- ・「確認」により、新制度における支給対象の施設・事業となる
（設備・運営に関する基準を満たしていることが必要）

○確認を受けることができる主体

確認を受けることができる教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の設置者は、「法人に限る」とされています。（ただし、「施行前に現に認可を受けている施設」は除かれます）。

5. 支給認定（利用者関係）

給付費の支給にあたっては、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、市町村が「支給認定」を行います。（利用する施設等によって、認定申請書の提出先は異なります。）

支給認定区分	実施年齢	保育の必要性	利用できる施設
1号認定 <教育標準時間>	3～5歳	なし	幼稚園、 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定※ <保育標準時間／保育短時間>	3～5歳	あり	認可保育所、 認定こども園（保育所部分）
3号認定※ <保育標準時間／保育短時間>	0～2歳	あり	認可保育所、認定こども園（保育所部分）、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育等

※保育の必要量に応じて「保育標準時間（11時間）」または「保育短時間（8時間）」に分類されます。

6. 利用者負担（保育料）

○新制度における利用者負担は応能負担を基本とし、国が定める水準を上限として市町村が各認定区分（1～3号認定）・保育必要量（標準時間／短時間）ごとに定めることとされています。

○2・3号認定（保育所・地域型保育事業等）の利用者負担については、算定基礎となる税が所得税から市民税に変更となりました。負担額は従前の制度と同程度の水準となるよう設定しています。

○1号認定（新制度へ移行した幼稚園等）の利用者負担については、就園奨励補助金は支給されずに月々の負担額が所得に応じた額になります。負担額は、市内の園の実態や就園奨励補助金を含めた実質的な負担水準、保育所の負担水準等を勘案して、低中所得世帯を中心に軽減が図られるよう設定しています。

7. 参考となるホームページ

○ 横浜市ホームページ

「横浜市こども青少年局のホームページ内の子ども・子育て支援新制度」のホームページ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien-new/>

事業者の皆様へ というページでは、請求事務などの各種様式等をアップしています。

そのほか、横浜市子ども・子育て会議の議事録や26年度に策定した横浜市子ども・子育て支援事業計画などもアップしています。

○ 国（内閣府）ホームページ

「内閣府子ども・子育て支援新制度」のホームページ

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

制度の概要のほか、事業者向けのFAQ（よくある質問）や公定価格の試算、各種通知などがご覧いただけます。

【お問合せ先（制度概要）】

企画調整課

子ども・子育て支援新制度担当

電話 045-671-3722

原、渡辺

幼稚園から見た新制度(移行に伴う収入・事務の違い)

➤ 説明の要旨

○移行に伴う変化

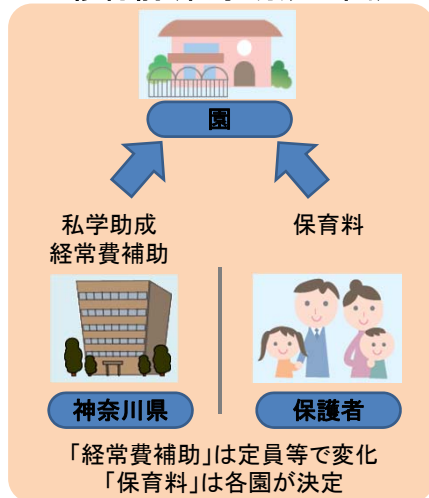
- ・収入構造の違い、収入比較の考え方
- ・入園に伴う事務、移行後の事務の違い



新制度の諸手続きのダイジェスト
新制度の全体把握、収入試算の準備
(事務詳細は、この後に各担当から説明)

➤ 収入構造の変化

移行前(私学助成の園)

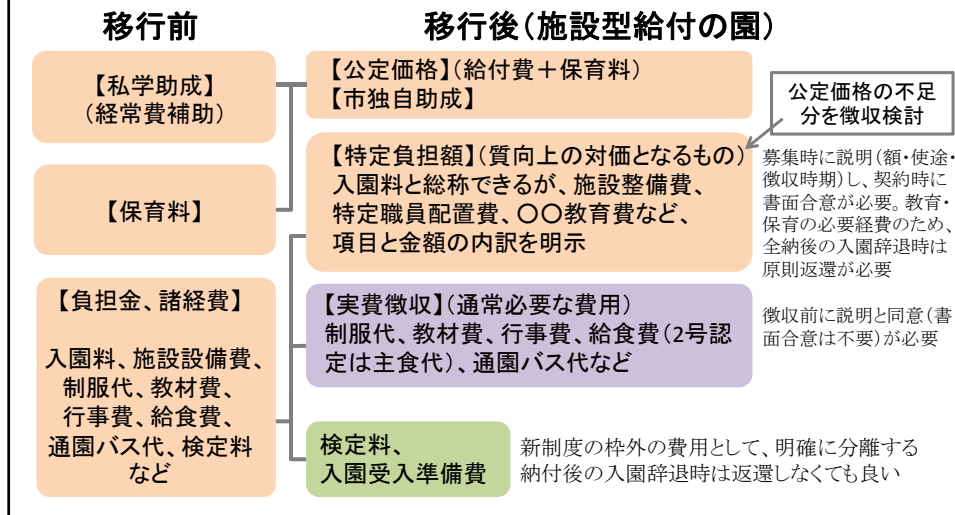


移行後(施設型給付の園)



➤ 収入比較の考え方

保育料以外の費用の徴収が可能です。徴収理由(用途)によって、保護者への事前説明・同意が必要なものがあります。



➤ 試算方法

○公定価格

→国作成試算シートをダウンロード

Excelシートに定員や加算の適否を入力

認定こども園 試算シート

検索

<http://www.youho.go.jp/shisansheetY.html>

※幼稚園(Ver2.0.0)、認定こども園(Ver2.0.0) H27.4.2更新版

○市独自助成

→本日の説明会資料で該当の適否、
対象者の有無から計算

➤ 特定負担額を設定する際の注意①

○私学助成と新制度の違い

- ・私学助成は、施設に対する運営費補助
標準的運営費(補助対象経費)の50%を補助
- ・新制度では、教育・保育を個人の権利として保証し、必要な経費を公定価格として設定。
更に職員の経験年数や各種加算の適否によって、公定価格は変動する。



公定価格は、加算も含めて必ず試算し、私学助成(経常費補助)と比較して増減を確認してください。

➤ 特定負担額を設定する際の注意②

○保護者の視点

<私学助成園の保護者負担>

(保育料×12ヶ月) - (就園奨励補助金) + (負担金等)

<施設型給付園の保護者負担>

(保育料[応能負担]×12ヶ月) + (特定負担額) + (実費徴収額)

※横浜市の1号保育料は、市内園の(保育料+入園料)の平均値や保育所保育料を基に、世帯の市民税額によって0円~25,200円の応能負担で設定。

※特定負担額の設定の仕方によっては、負担増になる場合がある。

例) 移行前保育料30,000円、就園Fランク48,000円、1号保育料(25,200円・D27階層)の保護者の場合

→ 移行前の保護者の実質負担は26,000円/月

保育料同士を単純比較し同等になるよう4,800円/月の特定負担額を設定すると保護者にとって実質値上げになる。



特定負担額は、使途の事前説明と保護者の書面合意が必要です。

➤ その他、横浜市からの補助金（平成27年度）

① 移行後も変わらないもの

- ・私立幼稚園等補助金
- ・施設整備費補助金

② 移行後は仕組みが変更になるもの

- ・私立幼稚園等預かり保育事業補助金（補助単価と保護者負担額ガイドラインを変更。支払・実績報告を四半期ごとから毎月に変更。補助金は毎月の給付費と併せて請求明細作成ソフトで請求可能）

③ 移行に伴い対象となるもの

- ・新制度移行園に対する保護者負担軽減補助金、
- ・一時預かり事業補助金（※原則、県事業から市事業に切替）

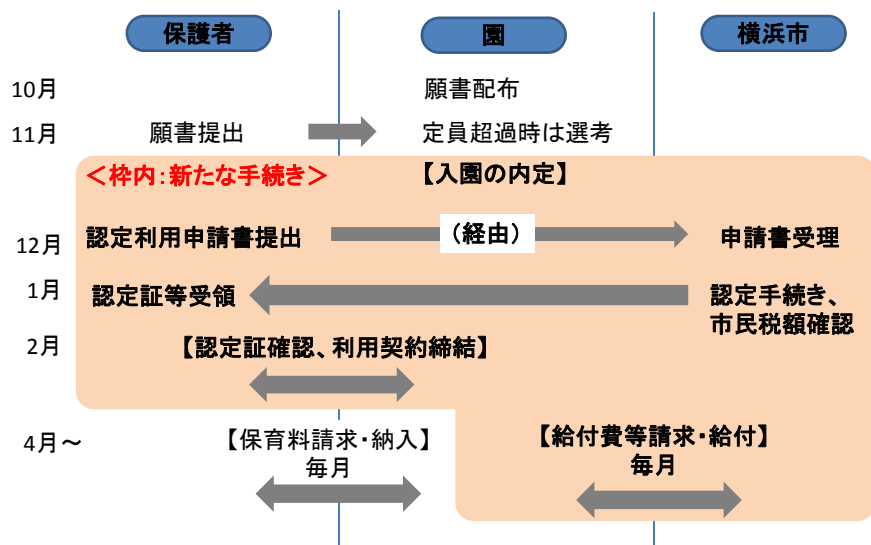
④ 移行に伴い対象外となるもの

- ・私立幼稚園等特別支援教育費補助金（別途、市独自助成あり）
- ・就園奨励補助金

※28年度以降の予算を確約するものではありません

➤ 事務手続き等の変化

移行後（施設型給付の園） ※4月新入園児(1号)の場合



➤ 「認可」と「確認」

○移行時に横浜市が「確認」を行う

- ・幼保連携型認定こども園を除き、認可は県所管のまま
- ・「学校」の位置づけ、「教育方針」は変わらない

※幼保連携型認定こども園は、横浜市が認可し「学校」及び「福祉施設」の位置づけを持つ

<参考:施設類型ごとの権限の所管>

権限	施設類型		幼稚園	
	認定こども園	幼稚園型	給付対象	私学助成
施設の「認可」	市	県	県	県
認定こども園の「認定」	—	市	—	—
給付対象施設としての「確認」	市	市	市	—
給付費等の支給、運営費の補助	市	市	市	県

➤ その他

- ・現在、移行時期に期限はない
- ・個人立園のうち、私学助成園は幼保連携型認定こども園にのみ移行可能。施設型給付園は幼稚園型か幼保連携型認定こども園に移行可能

➤ 新制度に関するFAQ

○事業者向けFAQ(制度全般に関すること)

○公定価格に関するFAQ

内閣府 新制度 事業者

検索

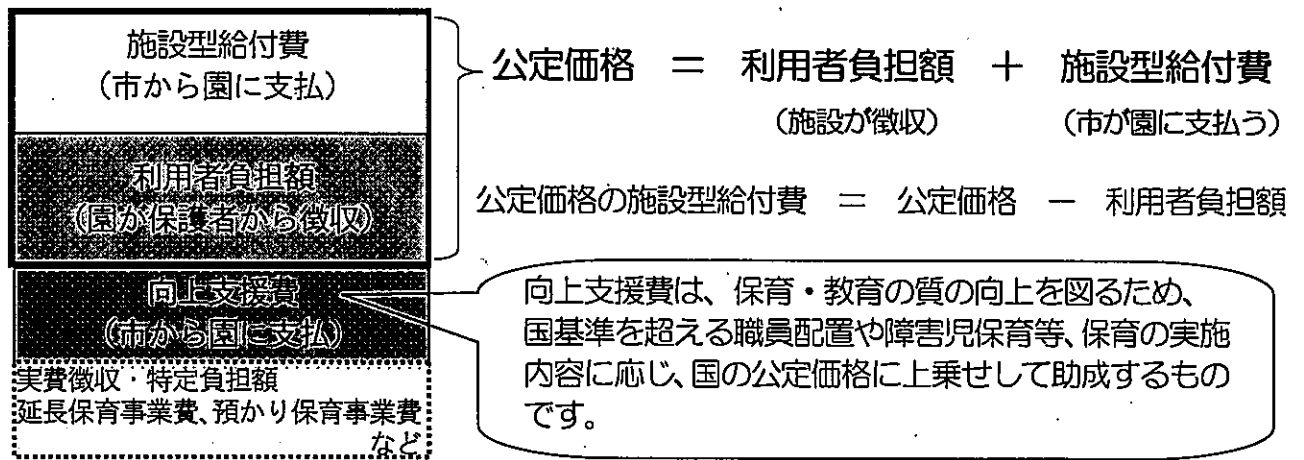


<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/faq/jigyousya.html>



1 公定価格と向上支援費

- (1) 公定価格とは、子どもに対する教育・保育を行う場合に、子ども1人あたりに平均的にかかるコストを国が定めたもの（月額）です。
 （新制度では、個人への給付制度が導入されたため、子ども一人にかかる費用の算出が必要になります。）
- (2) 公定価格は、保護者から施設が徴収する「利用者負担額」と、横浜市から支払われる「施設型給付費」で成り立っています。（他都市居住の子どもの場合は居住市町村に請求）
- 利用者負担額 ⇒ 横浜市が保護者の市民税・所得割額をもとに階層区分を認定し、その階層区分に応じた金額(応能負担)
- 施設型給付費 ⇒ 公定価格から、市が決定した利用者負担額を差し引いた金額
- (3) 公定価格に加えて、本市の独自助成「向上支援費」が、新制度に移行した場合の主な収入となります。
 （実費徴収や特定負担額を保護者から徴収する場合や、延長保育事業、預かり保育事業、補足給付、一時預かり事業（幼稚園型）などの事業を行う場合は、市から事業費が支払われます。）

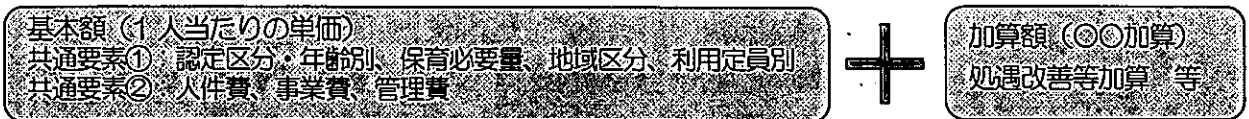


2 公定価格の算出方法

公定価格はその園の利用定員、年齢等により、金額が異なります。

また、公定価格は、子ども誰しにも給付される「基本分単価」と、要件を満たした場合に加算される各種「加算」で構成されています。

《公定価格（基本分単価）イメージ》



公定価格は子ども1人分で設定されているので、園全体では以下のように算出します。

3歳児の公定価格 × 3歳の在園児童数 + 4歳以上児の公定価格 × 4歳以上の在園児童数

認定こども園は、1号と2・3号で単価表が別になるので、それぞれの利用定員の区分で出した金額を合算することで給付費を計算します。

(例: 幼稚園で1号利用定員が100人の場合、1号の単価表で定員区分91人から105人までの区分の単価で計算。
 認定こども園で1号利用定員が100人、2・3号利用定員が50人の園の場合、1号は認定こども園の1号の単価表で上記と同じ方法で計算し、2・3号の単価表で定員区分41人から50人までの定員区分の単価で計算。)

公定価格の各種加算と、向上支援費の各項目は、その園の職員の配置や教育・保育の実施状況が、定められた要件を満たしている場合に加算されます。

3 処遇改善等加算について

職員の勤続年数・経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算します。

処遇改善等加算率は、公定価格のいくつかの加算項目の単価を算出する際にも活用します。

(例：副園長・教頭配置加算、3歳児配置改善加算)

公定価格上で見る処遇改善等加算率は、「基礎分(2~12%)」と、「賃金改善要件分(3~4%、うち1パーセントはキャリアパス要件分)」とを足した率となります。

さらに、横浜市独自助成の「職員処遇改善費(0~5%)」として上乗せして支払われます。

職員一人当たりの平均勤続年数	加算率(公定価格)			加算率(市)
	基礎分	賃金改善要件分	うちキャリアパス要件分	職員処遇改善費
16年以上	12%	4%		5%
15年以上 16年未満				4%
14年以上 15年未満				3%
13年以上 14年未満				3%
12年以上 13年未満				2%
11年以上 12年未満				2%
10年以上 11年未満	12%	3%	1%	3%
9年以上 10年未満	11%			3%
8年以上 9年未満	10%			3%
7年以上 8年未満	9%			3%
6年以上 7年未満	8%			3%
5年以上 6年未満	7%			2%
4年以上 5年未満	6%			2%
3年以上 4年未満	5%			1%
2年以上 3年未満	4%			0%
1年以上 2年未満	3%			0%
1年未満	2%			0%

備考

1 基礎分は、すべての施設・事業所が対象となる。

2 賃金改善要件分は、賃金改善要件*に適合する施設・事業所が対象となる。ただし、キャリアパス要件*に適合しない施設・事業所については、キャリアパス要件分の値を減じた値とする。

3 横浜市の職員処遇改善費は、2の賃金改善要件に適合した施設・事業所が対象となる。ただし、保育所における経過措置に係る賃金改善要件分適用表を適用した施設は、対象外とする。

※賃金改善要件、キャリアパス要件については、現在国で示されている「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(案)」をもとに作成し、横浜市の職員処遇改善費の要件等追記していく予定です。「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(案)」については、ホームページを御確認ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/h270123/pdf/s2-3ref.pdf>

○ 例：利用定員100人の幼稚園で、職員の平均勤続年数8年の園の場合、

「8年以上9年未満」の欄の加算率を見ます。

公定価格 ⇒ 基礎分10% + 賃金改善要件分3% (キャリアパス含む) = 13%

市独自助成の職員処遇改善費 ⇒ 3%

(※公定価格とは別に算出。加算率を適用する単価を積算した後に加算率を乗じる。)

3歳児1人の処遇改善等加算は、公定価格の単価表で「390円 × 加算率」で、

$390 \times 13 = 5,070$ 円

市独自助成の職員処遇改善費は、 $390 \times 3 = 1,170$ 円 となります。

4 公定価格の基本分単価と各種加算

※加算要件の詳細は、別添資料P1～P16でご確認ください。

項目名	内容	別添資料	公定価格単価表
基本分単価	定員・認定区分・年齢等に応じた子ども一人当たりの単価	1	⑤
処遇改善等加算	職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じて加算	3	⑥
副園長・教頭配置加算	副園長または教頭を配置する場合に必要な人件費を加算	3	⑦
3歳児配置改善加算	3歳児の配置基準を15:1により実施する場合に必要な人件費等を加算	4	⑧
満3歳児対応教諭配置加算	満3歳児を担当する保育教諭等を配置する場合に必要な人件費等を加算	4	⑨/⑨'
チーム保育加配加算	チーム保育を担当する保育教諭等を配置する場合に必要な人件費等を加算	5	⑩
通園送迎加算	通園送迎を行う施設に送迎バス運転手の人件費等(業務委託費含む)を加算	5	⑪
給食実施加算	給食を実施する施設に、調理員の人件費等(業務委託費含む)を加算	6	⑫
年齢別配置基準を下回る場合	基本分単価の年齢別配置基準を下回る職員配置の状態にある場合、費用を定額で調整	6	⑭
定員を恒常的に超過する場合(27・28年度は適用なし)	連続する過去の2年間、常に利用定員を超え、かつ各年度の平均在所率が120%以上の状態にある場合に適用	6	⑮
主幹教諭等専任加算	主幹教諭の代替教員を加算	7	⑯
子育て支援活動費加算	子育て支援活動に取り組む場合に必要経費を加算	8	⑰
療育支援加算	子どもの療育支援に取り組む場合に主幹(主任)を補助する者の経費を加算	8	⑱
冷暖房費加算	夏季や冬季における冷暖房費に係る経費について所在する地域に応じて加算	9	⑲
外部監査費加算(3月のみ)	公認会計士等による外部監査を実施した施設に対して加算	9	⑳
施設関係者評価加算(3月のみ)	施設の関係者による評価を実施した施設に対して加算	10	㉑
施設機能強化推進費加算(3月のみ)	施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して加算	10	㉒
小学校接続加算(3月のみ)	小学校との接続を見通した活動に必要な経費を加算	11	㉓
栄養管理加算(3月のみ)	栄養士を活用して給食を実施する取り組みに必要な経費を加算	12	㉔
第三者評価受審加算(3月のみ)	第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を加算	13	㉕

5 向上支援費

※加算要件の詳細は、別添資料P17～P21でご確認ください。

項目名	内容	別添資料
3歳児職員配置加算	3歳児保育に対し、配置基準を15:1により実施する場合に加算	17
職員処遇改善費	勤続年数に応じた職員の昇給確保とキャリアプラン実施のための経費	17
連携施設受託促進加算	地域型保育事業から連携を受諾し、児童の進級先の確保や保育の支援を行うために必要な経費	17
システム化経費助成	請求明細ソフトを用いて請求明細書の作成を行うための事務的経費	18
食育推進助成	①食育の推進と安全・安心な給食提供のために、自園で調理を行う場合の経費 ②食育推進等のために栄養士を雇用して自園調理を行うための経費	18
アレルギー児童対応費	食物アレルギー等の児童を安全に保育するための経費	19
産休代替職員費	出産・傷病により長期休暇を必要とする保育士等の職員の代替のための経費	19
障害児等受入加算	障害児などの配慮の必要な子どもを保育・教育するために必要な保育士を加配するための経費	20
医療的ケア対応看護師雇用費	医療的ケアが必要な児童のため、看護師を加配するための経費	20
被虐待児対応費	虐待が疑われる児童を保育・教育するために必要な保育士を加配するための経費	21
看護職雇用加算	障害児保育・教育を実施している施設で、看護職等の職員を雇用している場合の格付け経費	21
外国人児童保育事業助成	外国人児童の処遇向上のため、臨時保育士を雇用するための経費	21

収入の試算方法

◎公定価格

国作成の試算シートをダウンロードし、定員や加算状況の適否を入力すると、1年間の収入額を試算できます。(1か月分の支給費を試算する際は、3月にしかつかない加算もあることにご注意ください。)

公定価格 試算シート

検索

<http://www.youho.go.jp/shisansheetY.html>

★試算シート入力のポイント

- 横浜市地域区分は、「16/100」です。
- 利用定員は、認可定員など、仮の定員を設定してください。
- 公定価格で使う処遇改善等加算率は、「基礎分+賃金改善要件分」です。
(例：平均勤続年数8年の場合、基礎分10+賃金改善要件分3=13%が加算率。
%に直して「0.13」で算出するのではなく、「13」で計算。)

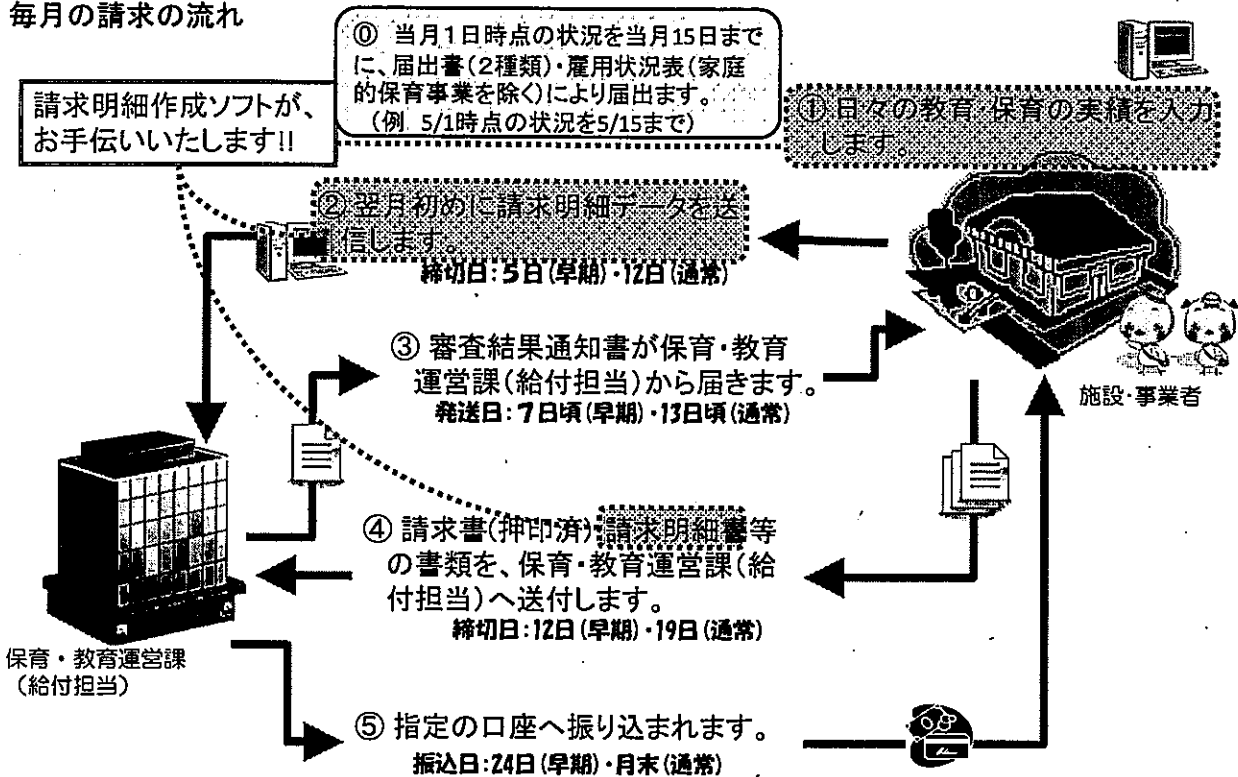
◎向上支援費、延長保育事業費

説明会資料別添の資料で加算要件を満たす項目を確認し、各加算の金額を積算することで試算ができます。

《給付事務について》

請求についての書類の送付先等について

毎月の請求の流れ



注意: 請求内容に誤りがあった児童分のみ、再請求が必要です。

給付費の対象となった施設には、毎月、公定価格と向上支援費の加算を申請する届出書を提出していただきます。さらに、施設から、毎月の実績に応じた請求データを、システムを活用して送信していただきます。

届出書の加算有無と請求データの加算有無の両方を審査した上で、給付費をお支払します。

◆給付担当が審査・お支払するもの

施設型給付費(公定価格)、向上支援費、延長保育事業助成費(2・3号のみ)、私立幼稚園等預かり保育事業補助(給付対象施設の1号児童)、補足給付事業

◆給付費等については、

①実績入力→②データ送信→③審査結果通知・請求書ひな形が郵送で届く→④請求書・請求明細書等を期日までに横浜市へ送付→⑤振込 という流れになります。

1 新制度における給付費等の請求書、請求明細書、公定価格・向上支援費に係る各種書類の提出先

横浜市こども青少年局 保育・教育運営課 給付担当
 〒231-0017 横浜市中区港町1-1

※区役所ではありませんのでご注意ください！

※郵送先は上記になりますが、給付担当の所在は本庁舎ではなく、関内新井ビルの9階になります。
 (横浜市中区尾上町1-8)

2 請求明細書送付時の運用について

請求書を送付する際には、各児童分の請求明細書を添付していただく必要があります。

請求明細書については、内容が読み取れる状況であれば、プリンターの設定により、1枚に複数児童分を印刷すること(2アップ・4アップ)や両面印刷を行うことで印刷する紙の枚数を削減していただいております。

3 27年度も区役所で支払を行う事業について(参考)

以下の事業については、27年度以降も引き続き各区役所こども家庭支援課で支払事務を行います。お手数をお掛けしますが、よろしくご対応のほどお願いします。

【参考】27年度以降も区役所で支払事務を行う主な事業

助成等項目	請求書等送付先
一時保育事業(保育所等)	各区こども家庭支援課
休日保育事業(保育所)	
病後児保育事業(保育所)	
横浜保育室助成事業	

請求明細作成ソフトについて

新制度においては、児童 1 人ひとりに対する個人給付となることにより、請求時には児童 1 人につき 1 枚の明細書が必要となります。

施設・事業者の請求事務の負担が増加することへの対応として、横浜市では請求事務をシステム化し、請求明細作成ソフトを無償配布*することで事業所の負担軽減を図っています。

* 民間事業者の作成したソフト(有償)を利用することも可能です。

請求明細作成ソフトを使用するための準備及び入力事項の概要

- ① 横浜市の請求明細作成ソフトの配布希望提出(希望される施設・事業者にのみ発送)
- ② 施設・事業所番号およびデータ送信のための ID・パスワードの受領
- ③ 施設・事業所のパソコンへの、請求明細作成ソフトのインストール
- ④ 基本情報の入力
施設情報：施設・事業所番号、名称、住所、地域区分など施設情報
職員情報：職員氏名、採用年月日など職員情報
児童情報：認定証番号、認定区分、負担区分など児童情報
⇒ 概ねの加算の有無、加算額等が算出されます。
- ⑤ 利用実績(私立幼稚園等時預かり保育事業・延長保育事業など)の入力【毎日】
- ⑥ 請求明細データの送信【月初】
- ⑦ 送信データに誤りがあった場合の修正・再送信【データ締切日前まで】
- ⑧ 審査結果通知・エラーリスト・請求書ひな型の受領
- ⑨ 請求書の作成・請求明細書の印刷、提出

請求明細作成ソフトを使用した審査の仕組み

施設・事業所から毎月提出される各届出書(公定価格、向上支援費、雇用状況表など)で審査し、加算要件の有無を入力した横浜市のデータと、施設・事業所が請求明細作成ソフト(民間事業者作成ソフト含む)で作成・送信したデータを突合させ、審査結果通知・請求書ひな型等を作成し送付します。

各施設・事業者が上記通知等を受領した後、請求書・請求明細書を提出していただいた後、振込を行う仕組みです。

正しい事業所情報、児童情報等が入力されていないと、横浜市のデータと整合がとれず、エラーとなって支払いが見送られます。

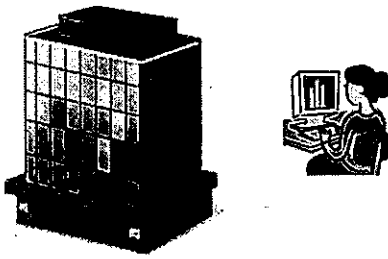
エラーとなった場合、「エラーリスト」が審査結果通知に同封されますので、リストに掲載されたデータを修正し、エラーを解消した後、再送信することで次回以降のフローで受領できます。

(例)・横浜市の加算審査で「無」となっている項目について、施設が「有」で請求している

- ・事業所番号が間違っている(存在しない施設からの請求は受領できません)
- ・児童の認定証番号が誤って入力されている(存在しない児童への給付はできません)

ファイル送送サーバーの運用イメージについて

横浜市こども青少年局
給付担当



<給付担当の処理>

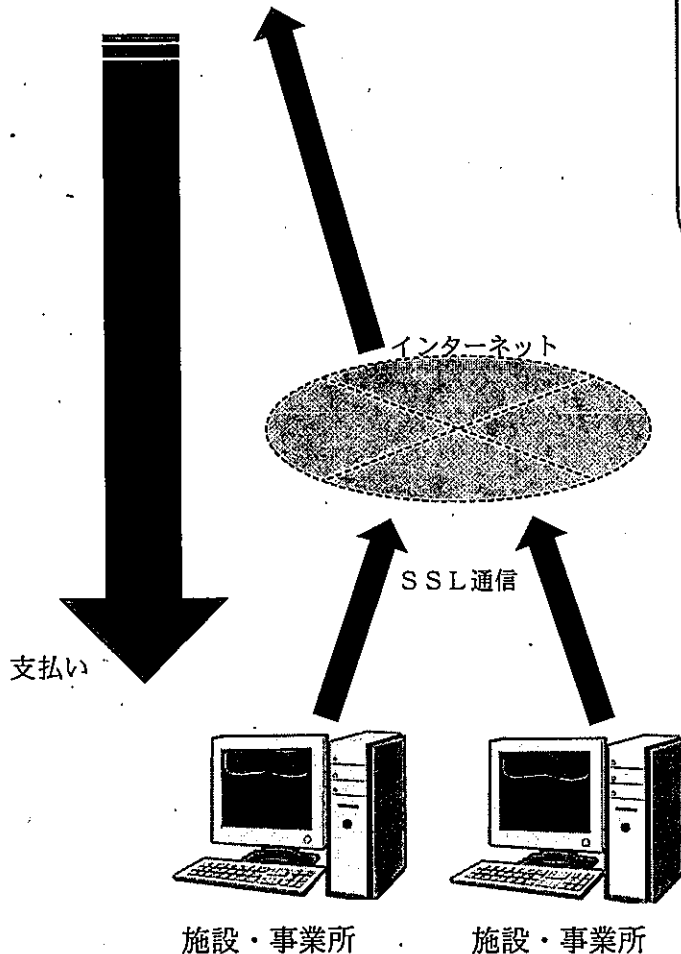
- 請求明細データを受信後、各届出書(毎月書面で提出)に基づき入力した子育て支援システムのデータと、施設・事業所からの請求明細データを突合
 - ① エラーデータの確認
 - ② 施設・事業所への修正連絡
 - ③ 請求に対する審査結果通知・請求書ひな型を作成
 - ④ 施設・事業所へ審査結果通知、請求書ひな型、エラーリストを発送
- エラーリストの対象者は次回請求時に施設・事業所がデータを修正して請求
- 施設・事業所からの請求書に基づき、支出処理を行う

<ネットワークセキュリティ>

- 暗号化通信
- パスワード設定、承認機能

<施設・事業所>

- 横浜市の請求明細作成ソフト(無償)等を利用し、請求明細データを送信
- 審査結果通知書に基づき、請求書を作成し、請求明細書*を添付して提出
* 請求明細作成ソフトから印刷できます。



請求明細作成ソフトで行うことができない主な機能

- ① 横浜市以外への請求
- ② 児童の出席簿管理や会計管理などの機能
- ③ 利用料や実費徴収などの保護者への請求情報の作成

請求明細作成ソフトをご利用いただくための環境

- ① パソコン Microsoft Windows(Vista以降)のOSが正常に動作して、HDDに5GB以上の空き容量があるパソコン
- ② インターネット ADSLまたは光ファイバー相当の回線速度
- ③ プリンター ①のパソコンから印刷できるプリンター(明細作成のため)

請求明細作成ソフトについてのQA (よくあるご質問)

Q1. 園と本部でデータを共有して請求事務を行いたいのですが、可能ですか？

A1. 複数のパソコンで操作することは基本的に想定していません。

施設で作成したデータを本部へ送付等して本部から横浜市へ送信することは可能ですが、例えばA園のデータを取り込んだ後にB園のデータを取り込むと、データが上書きされ、A園のデータは消えてしまいます。

施設内で複数のパソコンで作業をした場合も同様です。

パソコン①とパソコン②でそれぞれ実績を入力し、パソコン②のデータをパソコン①で復元すると、データが上書きされ、もともとパソコン①に入力されていたデータは消えてしまいます。

また、1施設の請求データをクラス別等に分けてそれぞれのパソコンで管理し、個々に送信していただくこともできません。

Q2. 請求ソフトに入力するための児童情報は横浜市から提供されますか？

A2. 児童情報は、各区役所からの「契約締結者一覧」を見て入力していただくこととなります。入所児童が決定したら、順次区役所から施設・事業所へ発送されます。

Q3. 民間事業者が開発する請求ソフトと横浜市開発の請求ソフトの関係は？

A3. 横浜市が開発して提供したソフトは、請求に必要な最低限の機能に特化したものです。横浜市では、民間事業者からご相談があった際には必要な手続きを行った上で請求明細作成ソフトと同等の機能を開発するためのインターフェイスを提供しています。

各民間事業者は横浜市作成のソフトと同等の機能を持ち、さらに各民間事業者独自の機能を付加したソフトを開発し、提供しているという関係になります。

また、横浜市から発送している施設・事業所番号、データ送信のためのIDとパスワードは、民間事業者が開発する請求ソフトでも必要となります。使い方等の詳細は各事業者にお問い合わせください。

請求事務に関するホームページについて

請求事務を行うにあたっての各種様式や、よくある質問への回答などを、横浜市のホームページに掲載しています。(随時更新されますので、ご確認ください)

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien-new/jigyosha/>

お問い合わせ先

◆子ども・子育て支援新制度に関する給付事務のお問い合わせ

<給付事務コールセンター> 【045-664-2616】

(受付時間)8:45~17:00 ※土日・祝日を除く(開設期間)平成27年6月30日まで

◆請求明細作成ソフトの操作方法等に関するお問い合わせ専門

<請求明細作成ソフトヘルプデスク> 【0570-666369】

(受付時間)9:00~17:00 ※土日・祝日を除く(開設期間)平成27年6月30日まで

子ども・子育て支援新制度における利用者負担（保育料）について

- 新制度の給付対象施設・事業の利用料（保育料）は、市町村が定めます。
（徴収は、各園が行います。）
- 新制度に移行した幼稚園等における毎月の利用料は、保護者の所得（市民税額）に応じた額で設定され、就園奨励補助金の対象にはなりません。
（概ね、就園奨励補助金相当額が当初から毎月減額されているイメージ）
- 横浜市の1号認定利用料（幼稚園）は市民税額に応じて17階層の設定で、毎年9月に当該年度の市民税に基づいた再計算を行います。
- 入園料を含めた特定負担額を徴収するには、保護者に対して事前の説明と書面による同意が必要です。

1 新制度における利用者負担（保育料）の仕組みについて

(1) 利用料の設定について

新制度における利用料は、応能負担を原則とし、国が定める水準を上限として市町村が認定区分ごとに定めます。設定にあたっては、保護者の市民税・所得割額をもとに階層区分を認定し、階層区分に応じた利用料が決定します（27年度の利用料参照）。

(2) 6月に市民税額が決定するため、9月にその市民税額に基づいて利用料の変更を行います（4～8月は前年度の市民税額を基に決定します。）。

※申告遅れ等により税額が変更になり、年度途中で利用料が変更になる場合があります。

(3) 他市町村在住の児童について

利用料は居住する市町村が定めるため、例えば、川崎市民が横浜市の給付対象幼稚園を利用する場合の利用料は川崎市が定めます。

(4) 多子軽減について

新制度における利用料においても就園奨励補助金同様、多子軽減（第2子・第3子の場合の減額）があり、1号認定の場合、小学校3年生以下のきょうだいから数えて第2子に該当する場合は概ね半額に、第3子に該当する場合は無料になります。

(5) 利用料の徴収と給付費

市町村が定める利用料を各園が保護者から徴収し、公定価格から利用料を引いた額（給付費）を横浜市（または居住市町村）へ請求します。

(6) 月途中の入・退園の場合の取扱について

月途中で入園・退園した場合のその月の利用料は日割りします。

2 横浜市における利用料の設定について

(1) 横浜市の1号認定利用料の特徴について（27年度の利用料）

ア 利用料階層を多層化（17階層・0～25,200円）し、急激に利用料が増減しないよう設定しました。

イ 保育所等との整合性を図るため、低中所得世帯の利用料を軽減しました。

(2) 利用料表について

市民税の所得割額（保護者合計）により負担区分（A～D27）が決定し、負担区分ときょうだい区分（第1子、第2子、第3子）により、月額利用料が決定します。

3 入園料等の設定について

(1) 実費徴収について

新制度に移行した場合でも、文房具代、制服代、遠足代・行事参加代、給食代・食材費、通園バス代などの実費徴収が可能です。徴収にあたっては、保護者の同意が必要です。

(2) 特定負担額について

基準を超えた教員配置や平均的な水準を超えた設備投資など、公定価格（利用料を含む）によって賄われない費用・不足する費用であって、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について保護者に負担を求めることが可能であり、市町村が定める「基本負担額」と区別するため、「特定負担額」と位置付けられています。

特定負担額の徴収にあたっては、保護者に対しての事前説明と書面による同意が必要です。

(3) 入園料等について

いわゆる入園料について、その性質から対応が2つに分かれます。

①教育・保育の対価としての性質

②入園やその準備、選考などに係る事務手続きに要する費用の対価としての性質

※入園の権利を保障するための費用を徴収することは適切ではありません。

①については、(2)の特定負担額のルールのもとで徴収することが必要であり、また、「入園料」と総称する場合であっても説明責任を果たす観点から実際の用途に見合った具体的な名目や内訳金額を保護者に説明することが適当です。

なお、特定負担額は教育・保育に要する費用の一部を構成するものであるため、入園前に納付した後に入園辞退することとなった場合には、原則として返還が必要と考えられます。

②に該当する、入園受入れの準備や選考など入園に関わる事務手続きに関する費用については、教育・保育の直接の対価ではないため、実費徴収や特定負担額のルールの対象外ですが、徴収時期や返還条件について保護者とのトラブルのないよう、事前に説明・同意を得ておくことが必要です（教育・保育に要する費用ではないため、必ずしも返還は必要ではありません。）。

4 参考になる資料

子ども・子育て支援新制度説明会（内閣府・平成26年9月4日（木））

「私立幼稚園・認定こども園に係る利用者負担について」

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/h260904/index.html>

【問合せ先】

こども青少年局保育・教育運営課運営指導係

TEL：671-3564

FAX：664-5479

平成27年度子ども・子育て支援新制度 利用料(保育料) (月額) ※一部抜粋

(28年度利用料は28年度予算案の議決をもって決定します)

階層区分(市階層)		【参考】 就園奨励補助金(26年度)※	1号		預かり保育利用料※		1号保育料+ 預かり利用料		2号									
			第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子								
								標準時間	標準時間									
A	生活保護世帯	A	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
B1	市民税非課税世帯(ひとり親世帯等)	B	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
B2	市民税非課税世帯(上記以外の世帯)		2,100	700	0	0	2,100	700	2,100	700	2,100	700						
C	市民税均等割のみ	C	3,000	1,500	1,900	200	4,900	1,700	4,900	1,700	4,900	1,700						
市民税課税世帯	D1 市民税所得割課税額 10,000円以下	D	6,300	2,200	100	0	6,400	2,200	6,400	2,200	6,400	2,200						
	D2 10,001円以上～48,600円以下		7,500	2,700	100	0	7,600	2,700	7,600	2,700	7,600	2,700						
	D3 48,601円以上～50,400円以下		9,400	3,300	100	0	9,500	3,300	9,500	3,300	9,500	3,300						
	D4 50,401円以上～57,600円以下		10,900	3,900	100	0	11,000	3,900	11,000	3,900	11,000	3,900						
	D5 57,601円以上～77,100円以下		12,600	4,500	200	0	12,800	4,500	12,800	4,500	12,800	4,500						
	D6 77,101円以上～97,000円以下		15,000	5,500	600	0	15,600	5,500	15,600	5,500	15,600	5,500						
	D7 97,001円以上～102,600円以下		E	17,000	6,700	2,500	100	19,500	6,800	19,500	6,800	19,500	6,800					
	D8 102,601円以上～120,600円以下													21,500	7,500	21,500	7,500	21,500
	D9 120,601円以上～138,600円以下	23,500												8,200	23,500	8,200	23,500	8,200
	D10 138,601円以上～169,000円以下	24,800												8,700	24,800	8,700	24,800	8,700
	D11 169,001円以上～174,900円以下	F	21,800	10,900	6,500	100	28,300	12,700	28,300	12,700	28,300	12,700						
	D12 174,901円以上～192,900円以下												25,800	9,000	25,800	9,000	25,800	9,000
	D13 192,901円以上～211,200円以下												26,800	9,400	26,800	9,400	26,800	9,400
	D14 211,201円以上～228,900円以下												27,500	12,400	27,500	12,400	27,500	12,400
	D15 228,901円以上～246,700円以下												28,300	13,200	28,300	13,200	28,300	13,200
	D16 246,701円以上～255,700円以下												30,400	13,700	30,400	13,700	30,400	13,700
	D17 255,701円以上～264,700円以下												31,800	14,300	31,800	14,300	31,800	14,300
	D18 264,701円以上～273,700円以下												33,000	18,200	33,000	18,200	33,000	18,200
	D19 273,701円以上～282,700円以下	33,900	18,600	33,900	18,600	33,900	18,600											
	D20 282,701円以上～291,700円以下	35,000	19,300	35,000	19,300	35,000	19,300											
	D21 291,701円以上～301,000円以下	36,200	19,900	36,200	19,900	36,200	19,900											
	D22 301,001円以上～309,700円以下	37,400	20,600	37,400	20,600	37,400	20,600											
	D23 309,701円以上～335,800円以下	38,600	21,200	38,600	21,200	38,600	21,200											
	D24 335,801円以上～361,300円以下	39,800	21,900	39,800	21,900	39,800	21,900											
	D25 361,301円以上～387,700円以下	40,900	22,500	40,900	22,500	40,900	22,500											
	D26 387,701円以上～397,000円以下	42,500	23,400	42,500	23,400	42,500	23,400											
	D27 397,001円以上	43,500	23,900	43,500	23,900	43,500	23,900											

※在園児区分1人目

※新制度に移行した幼稚園、認定こども園のみ適用(上限額)

・「第3子」以降のお子さんの利用料は無料となります。

幼稚園・認定こども園に対する補助事業について

施設型給付を受ける幼稚園・認定こども園に対し、給付費・向上支援費以外に以下の補助事業を実施します。以下の内容はすべて27年度の補助内容です。(28年度以降の予算を確約するものではありません。)

1 私立幼稚園等預かり保育事業補助

保護者の就労や病気などにより保育を必要とする在園児(市内在住児)を対象に、常態的に長時間の預かり保育を行う幼稚園・認定こども園に対し、開設準備費や運営費助成を行います。

(1) 補助単価・利用料(給付対象施設・3～5歳)

○経常費単価(下線は私学助成と異なる点)

種類	単価(案)(運営経費/1人当たり・月額)	
	補助単価	利用料
通常型(有資格者配置単価適用)	35,500円* - 利用料(本市上限額)	【応能負担】 0～9,000円の 範囲で横浜市が 示す金額を上限 に施設が設定 (料金表別添)
通常型	32,800円* - 利用料(本市上限額)	
平日型(有資格者配置単価適用)	31,100円* - 利用料(本市上限額)	
平日型	29,000円* - 利用料(本市上限額)	

※現行の補助単価+利用料上限額(9,000円)

※現在、月額9,000円で利用料を設定する園が移行後も上限どおりの利用料を設定した場合、施設の得る収入は現行と変わりません

○その他の単価(下線は私学助成と異なる点)

種類	単価(案)			
開設準備費	500,000円上限(1園あたり)			
移行準備費補助*1	500,000円上限(1園あたり)			
長期休業期間分	1,136円(職員1人当たり/時間)			
特別支援分*2	通常型	平日型		
	1:1	162,500円	1:1	135,500円
	2:1	122,500円	2:1	102,100円
	3:1	79,700円	3:1	66,500円
	特別支援児	49,300円	特別支援児	41,100円
	(園児1人当たり/月額)		(園児1人当たり/月額)	

※1 幼稚園型認定こども園への移行を目指す園に対する防災対策等の整備費助成
【例】備品(カーテン、敷物等)の防災化

※2 障害児等受入加算のために認定を受けた加配区分に応じ補助

(2) 補助金申請・交付等

預かり保育事業補助金は、請求明細作成ソフトに利用状況を入力して給付費等と併せて請求・支払を行います。園からの請求データと横浜市で把握する利用児童の状況が合致することを確認し補助金を支払う仕組みであるため、毎月、園から横浜市へ利用児童の増減の報告と実績報告が必要です。

2 私立幼稚園等一時預かり保育事業補助<H27 年度新規事業>

常態的に長時間の預かり保育を必要としない在園児を対象に、保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的な保育ニーズに対応します。(新制度施行により都道府県だけでなく市町村による一時預かり事業の実施が可能になりました。)

(1) 新制度における預かり保育の取扱い

原則、次のとおりとし、いずれか選択が必要です。(併用及び年度途中の切替不可)

- ・給付対象施設となる幼稚園・認定こども園→市町村が行う一時預かり事業(横浜市ほか市町村)
- ・私学助成を受ける幼稚園→都道府県からの私学助成による預かり保育事業(神奈川県)

※給付対象施設となる幼稚園・認定こども園が、神奈川県が行う私立幼稚園預かり保育推進費補助を受けるためには、以下の2つの条件を満たす必要があります。

条件1) 26年度、私立幼稚園預かり保育推進費による補助を受けていること

条件2) 市町村が実施する一時預かり保育事業で求める基準(実施日数・時間)が県の基準より厳しく移行が困難であること

(2) 要件・補助単価等

対象児童		市内在住の在園児(1号認定の子ども ※2号特例給付の対象含む)
職員	職員数	・認可保育所(国基準)と同じ配置基準(3歳児 20:1、4歳以上児 30:1) ・一時預かり保育を専任担当する職員(常勤・非常勤は問わない)が従事 ※常時2人以上の配置を求めるが、幼稚園等の職員(幼稚園教諭又は保育士)からの支援を受けられる場合、専任担当する職員は1人で可。
	資格	保育士・幼稚園教諭又は市町村長等が行う研修を修了した者
設備・面積	保育室等	認可保育所と同じ(2歳以上児 保育室または遊戯室 1.98㎡) ※教育時間終了後の保育室又は遊戯室で可
実施時間・日数		(時間数) 課業日:教育時間と合わせて8時間以上 長期休業期間、休日:1日8時間以上 (日数) 課業日:長期休業日を除く課業日開園日の半分以上 休業日(実施する場合):年間19日以上 長期休業日(実施する場合):年間10日以上
補助単価		①基本分単価 ※長期休業期間を含む平日に実施する場合に適用 ・通常単価(年間延べ利用人数が2,000人超の施設) 400円/回 ・小規模施設単価(年間延べ利用人数が2,000人以下の施設) 1,600千円÷年間延べ利用人数=400円/回
		②休日単価 ※土日祝日等に実施する場合に適用 800円/回
		③長時間加算単価 100円/回 ※教育時間と預かり保育の時間を合わせて(休日は預かり保育の時間のみ)9時間以上実施する場合に加算
利用者負担		【横浜市ガイドライン】 課業日に8時間まで利用する場合:1時間あたり換算350円を上限 ・ガイドラインの範囲内であれば、時間(分)あたり・回数あたりなどの設定は各園の実情に応じて決めることが可能です。 ・おやつ代、食事代、夏季の冷房費などの実費徴収は保護者に説明の上徴収することも可能です。 ・課業日に8時間以上利用する場合や、長期休業期間、休日に利用する場合の利用料は、上記ガイドラインも踏まえて適切な設定をお願いします。 ・現行の一時的な預かり保育においてガイドライン以下の利用料だった場合、事業内容や利用要件の変更なく、利用料を上げることはご遠慮ください。 ・このガイドラインは27年度のもので、今後見直しを行う場合があります。
広域利用		利用者の居住市町村に補助申請(委託契約)を行う

(3) 補助金申請・交付時期等

事業を実施する際は、横浜市への事前の届出が必要です。横浜市への補助金交付申請は年度当初に行いますが、年間の利用実績に応じて補助単価が変動するため、年度終了後に、実績報告を経て補助金の請求・交付を行います。請求明細作成ソフトは使用しません。

3 新制度移行園に対する保護者負担軽減補助<H27年度新規事業>

給付対象施設に移行する幼稚園・認定こども園において、移行により継続利用の園児の保育料が増えた場合に移行前の保育料との差額相当分を補助する経過措置を行い、保護者負担を軽減します。

(1) 対象者・期間

次の要件をすべて満たす幼稚園等の利用者が当該園を退園するまで（移行後最長3年間）

(ア) 新制度移行園を移行の前後で継続利用している。（移行時、移行後の転園は対象外）

(イ) 移行前年度に横浜市就園奨励補助金を受領し、補助対象年度も引き続き受給要件を満たしている。

(2) 補助内容

補助実施年度の就園奨励補助金額と比較して差額を交付

(ア) 新制度移行前の保育料が 25,200 円（1号最高階層）以上 29,200 円(月額)未満の場合

【本市補助】＝新制度利用料－{(現行保育料)－(就園奨励補助金による軽減分)}

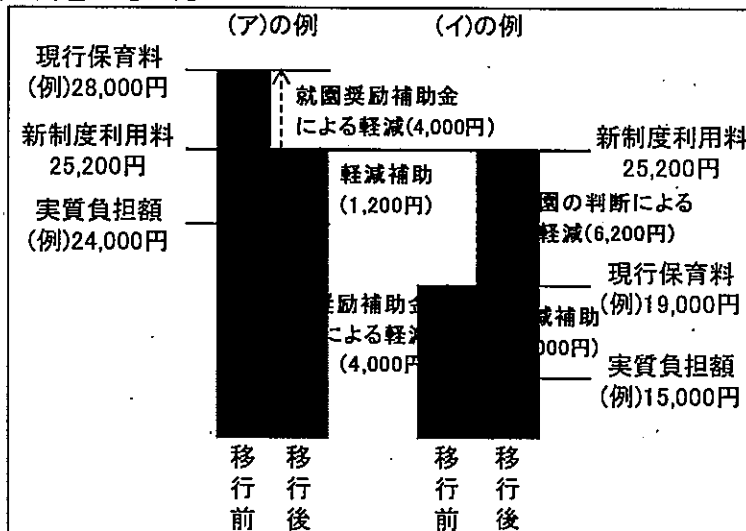
※図の例 1,200 円＝25,200 円－(28,000 円－4,000 円)

(イ) 新制度移行前の保育料が 25,200 円(月額)以下の場合

【本市補助】＝(現行保育料)－(就園奨励補助金による軽減後の実質負担額)

※図の例 4,000 円＝19,000 円－(15,000 円)

<補助内容の考え方>



(3) 補助額・補助方法

移行前の保育料と利用者の階層により異なりますが、一人あたり交付額(年額) 1,200 円(100 円/月)～86,400 円(7,200 円/月)と見込まれます。

就園奨励補助金と同様、園に対し補助金を交付し園を通じて保護者に配布します。利用料切替(9月)、税修正申告等による階層変更の影響をできるだけ受けたくないよう11月頃に申請を受け付け、年度末の支払を予定しています。(就園奨励補助金の11月申込スケジュールと同等のイメージ)

◆補助額の試算

(ア) 子ども2人世帯で第1子が在園。市民税所得割額が77,101円～211,200円(就園奨励補助金E階層)

満3～5歳児 最低保育料 (月) a	就園奨励補助金 (年) b	実質保育料 (月) c=a-(b/12)	補助額(新制度に移行した場合の負担増額)(月) d-c			
			D6階層 15,000円 d	D7, D8階層 17,000円 d	D9-D11階層 18,800円 d	D12, D13階層 20,300円 d
22,000	E階層 107,200	13,100	1,900	3,900	5,700	7,200
23,000	E階層 107,200	14,100	900	3,200	5,200	6,200
24,000	E階層 107,200	15,100	-100	2,200	4,200	5,200
25,000	E階層 107,200	16,100	-1,100	1,200	3,200	4,200
26,000	E階層 107,200	17,100	-2,100	200	2,200	3,200
27,000	E階層 107,200	18,100	-3,100	-800	1,200	2,200
28,000	E階層 107,200	19,100	-4,100	-1,800	200	1,200
29,000	E階層 107,200	20,100	-5,100	-2,800	-800	200
30,000	E階層 107,200	21,100	-6,100	-3,800	-1,800	-800

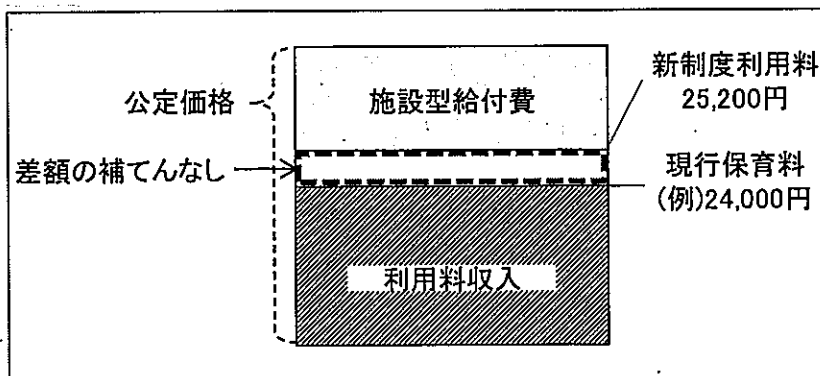
(イ) 子ども2人世帯で第1子が在園。市民税所得割額が211,201円以上(就園奨励補助金F階層)

満3～5歳児 最低保育料 (月) a	就園奨励補助金 (年) b	実質保育料 (月) c=a-(b/12)	補助額(新制度に移行した場合の負担増額)(月) d-c			
			D14-D16階層 21,800円 d	D17-D20階層 23,000円 d	D21-D23階層 24,000円 d	D24-D27階層 25,200円 d
22,000	F階層 48,000	18,000	3,800	5,000 (4,000×)	6,000 (4,000×)	7,200 (4,000×)
23,000	F階層 48,000	19,000	2,800	4,000	5,000 (4,000×)	6,200 (4,000×)
24,000	F階層 48,000	20,000	1,800	3,000	4,000	5,200 (4,000×)
25,000	F階層 48,000	21,000	800	2,000	3,000	4,200 (4,000×)
26,000	F階層 48,000	22,000	-200	1,000	2,000	3,200
27,000	F階層 48,000	23,000	-1,200	0	1,000	2,200
28,000	F階層 48,000	24,000	-2,200	-1,000	0	1,200
29,000	F階層 48,000	25,000	-3,200	-2,000	-1,000	200
30,000	F階層 48,000	26,000	-4,200	-3,000	-2,000	-800

※最大補助額4,000円/月 (就園奨励補助金 F階層年間補助額 48,000円/12か月)

【参考】新制度利用料と新制度移行前の保育料に差額が生じた場合は、各園の判断により軽減を行うことが可能です。園が軽減を行い従来水準の利用料を設定した場合、給付費での差額補てんはありません。

<園の判断により経過措置を実施した場合の公定価格と給付費の考え方>



4 私立幼稚園等補助

幼稚園・認定こども園を対象に、施設や設備の整備、地域と一体となって行う事業、また、家庭教育を推進するための講座の開設等の経費の助成を行い教育環境の維持・向上を図ります。

- ・補助単価 1園平均 450千円
- ・防災備蓄補助 100千円（上限）※預かり保育新規実施園のみ

5 私立幼稚園等施設整備費補助

幼稚園・認定こども園の既設園舎の修繕費に助成し、良好な教育環境を維持します。

- ・修繕：200万円以上の修繕費に1/2以内（限度100万円）
※H26年度の補助単価（300万円以上の修繕費に1/3以内（限度150万円））から変更

6 私立幼稚園就園奨励補助

給付対象施設に移行する幼稚園・認定こども園に通う場合は、保護者の市民税額に応じた保育料を負担していただくため、就園奨励補助金は対象外になります。

7 私立幼稚園等特別支援教育費補助

給付対象施設に移行する幼稚園・認定こども園については、障害児等受入加算（教育・保育施設向上支援費）の助成対象になるため、私立幼稚園等特別支援教育費補助は対象外になります。

【問合せ先】

こども青少年局子育て支援課幼児教育係
TEL：671-2084 FAX：663-1925

利用定員について

施設型給付費の支給を受けるためには、「認可」とは別に「確認」を受ける必要があります。「確認」を受ける際には、利用定員の設定が必要です。

- 「認可定員」とは別に「利用定員」を定めます。※利用者の受入れや給付単価は、「利用定員」に基づき、運用します。
- 保育を必要とする子ども（2号認定・3号認定）の入所は、横浜市が決定します。※1号認定の子どもは、従来通り、園の方法により決定します。

1 認可定員と利用定員

認可定員は、施設・設備や職員配置等に基づく定員。利用定員は、給付対象とする利用者の定員を表します。

認可定員と利用定員は原則一致させることが基本ですが、実際の利用人数などによっては、認可定員の範囲内で利用定員を定める場合も想定されます。

2 認可と確認について

平成27年4月新制度の施行により、幼保連携型認定こども園の認可は、横浜市が行うこととなりました。また、合わせてその他3種類の認定こども園の認定についても横浜市が行うこととなり、認定こども園への移行相談窓口を一本化いたしました。

「確認」も横浜市で行います。※幼稚園の認可は、従来通り、神奈川県で行います。

3 定員設定区分

利用定員は、横浜市の子ども・子育て会議の意見聴取や神奈川県との協議を踏まえ、下表のとおり設定します。

区分	設定のしかた	
1号	3～5歳をまとめて設定	
2号	年齢別に設定	
3号	教育・保育施設	年齢別に設定
	地域型保育事業	0歳及び1・2歳の2区分で設定

4 利用定員の運用について

利用定員は遵守する必要がありますが、すでに認可定員を超過している私立幼稚園については、定員適正化計画（数年かけて計画的に利用定員を減少させる計画のこと）を提出することで、施設型給付を受ける施設として確認を受けることができます。

その場合であっても、施設面積や園庭面積等が認可基準を満たしていることが条件となります。

認定こども園の場合は、2号認定及び3号認定の子どもの定員設定に当たっては、地域の保育・教育ニーズに見合った定員規模を市と協議のうえ、決定します。

利用者募集は所在の区役所を通じて行うことになります。（2月上旬頃、各園に入所者の決定をお知らせする予定です。）

5 申請等手続きと今後のスケジュール

28年4月から施設型給付施設への移行をお考えの園で、すでに幼稚園の認可定員を超過して受け入れている園及び認定こども園への移行をお考えの園は、必ず事前相談期間にご相談にお越しくください。

- ～7月末 （園・市）事前相談、定員等協議
- 8月 （市）子ども子育て会議、県との協議
- ～9月末 （園）給付費等の試算、特定負担額の検討
- 10月～ （園）募集等手続き、園則・運営規程・重要事項説明書・契約書の作成

【問合せ先】

こども青少年局こども施設整備課

TEL : 671-4146

FAX : 663-1925

支給認定事務 (1号認定)について

平成27年6月10日

横浜市こども青少年局

保育・教育運営課支給認定・利用調整担当

新制度を選択した際の
園への申込みから
利用(入園)を開始するまでの
手続きについてご説明します。

構成

- 1 新制度における手続きのポイント
- 2 平成28年4月利用(新規)に関する日程について(予定)
- 3 在籍児の手続きについて
- 4 毎月の新規申込みについて
- 5 市外に居住する児童(市外児童)の場合について
- 6 応諾義務

1 新制度における手続きのポイント

→ 支給認定証の発行

利用者は、利用にあたって、教育を受けるための支給認定証を受ける必要があります。

横浜市は、利用者からの申請に基づき、支給認定証を発行します。



1号認定 (幼稚園、認定こども園(幼稚園部分))

<支給認定区分>

年齢	保育の必要性	支給認定区分	利用できる施設・事業
満3歳以上	なし	1号認定 ＜教育標準時間＞	幼稚園、 認定こども園（幼稚園部分）
満3歳以上	あり	2号認定※2 ＜保育標準時間／ 保育短時間＞	保育所、 認定こども園（保育所部分）
満3歳未満	あり	3号認定※2 ＜保育標準時間／ 保育短時間＞	保育所、認定こども園（保育所部分） 家庭的保育事業、小規模保育事業、 事業所内保育事業など

<支給認定証(1号)イメージ>

〒000-0000
横浜市南区〇〇町0-0-0

平成27年〇月〇日

横浜 子一郎 様

〒000-0000
横浜市南区〇〇町1-1
〇区福祉保健センター
子ども家庭支援課
Tel: 000-0000
Fax: 000-0000

〇区長 印

子ども・子育て支援給付支給認定証

児童情報	認定証番号	123456789101	
	氏名	横浜 子一郎	
	生年月日	平成23年 4月 6日	性別 男
	居住地	〒231-0012 横浜市中区相生町6丁目99999番地 マンションよこはま101	
保護者情報	氏名	横浜 親太郎	
	生年月日	昭和58年 8月 9日	続柄 父
	居住地	〒231-0012 横浜市中区相生町7丁目99999番地 マンションよこはま102	
	支給認定内容	支給認定区分	1号
	認定有効期間	平成27年 4月 1日～平成30年 3月31日	

1 この証は、よく読んで大切に守っててください。

2 施設等の利用が決定した際には、この証を施設等に必ず提示してください。

3 認定有効期間を超過したときは、子ども・子育て支援給付金の支給を受けられません。

4 認定有効期間を超過する前にお住まいの区の福祉保健センターへ、認定変更申請を行ってください。

5 この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、お住まいの区の福祉保健センターにその旨を届け出てください。

6 認定有効期間内に、居住地を他の市町村の区域に移すと、この証は失効となります。

7 居住地を移らなければならない場合には、事前に、お住まいの区の福祉保健センターにご連絡・ご相談ください。

8 また、認定有効期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、これまで居住していた区の福祉保健センターに認定の取消を申請してください。

9 この証を破損したり汚したり又は紛失したときは、お住まいの区の福祉保健センターに連絡して再交付を受けてください。

10 また、再交付を受けようとするときは、紛失したこの証を廃棄したときは、速やかにお住まいの区の福祉保健センターに連絡してください。

11 支給認定の資格がなくなったときは、速にお住まいの区の福祉保健センターに届け出てください。

12 3～7に関して、お住まいの区と異なる区にある施設等を利用中の方については、施設等のある区の福祉保健センターに申請や届出を行ってください。

(FD05PM10040)

児童
氏名

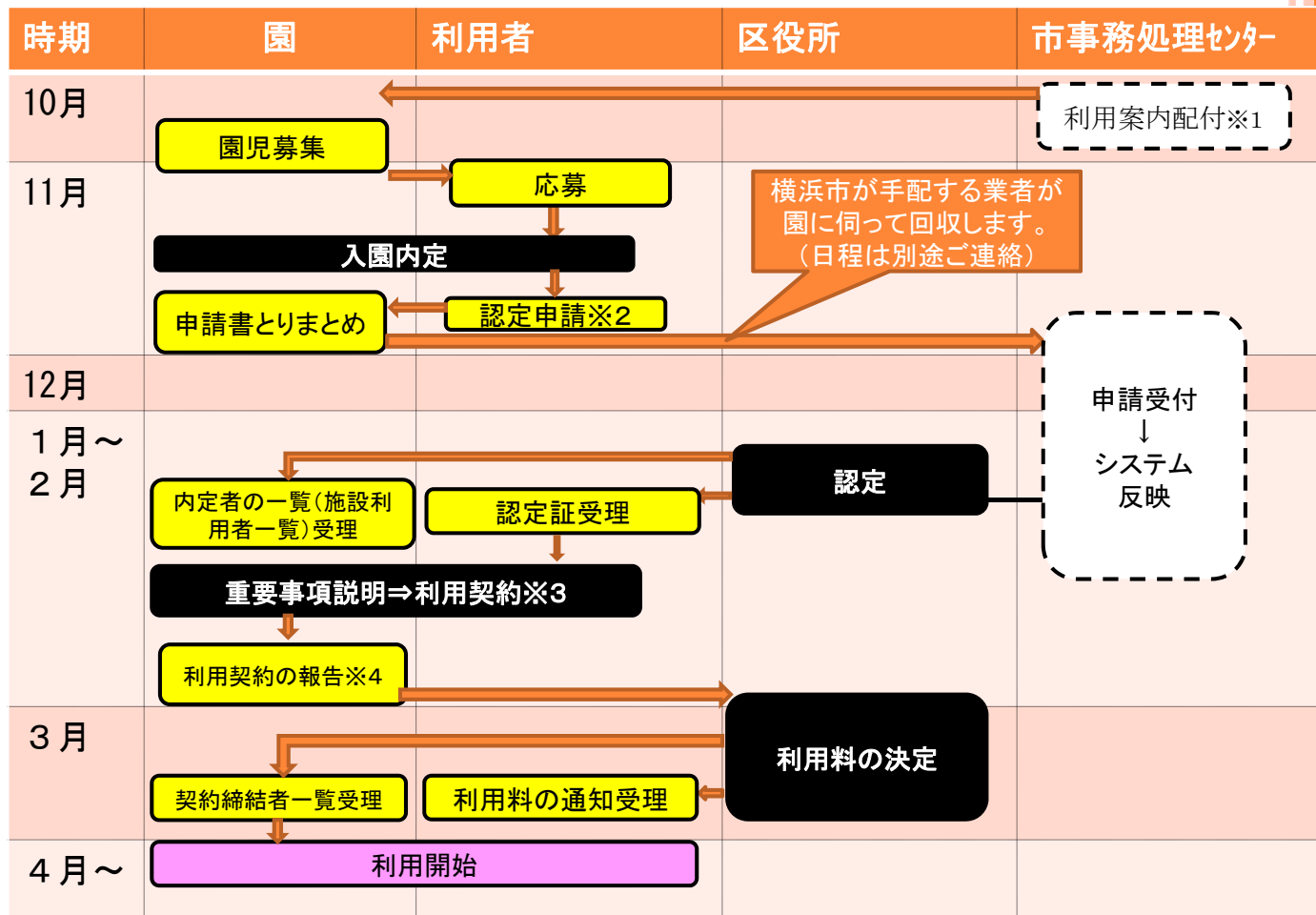
保護者
氏名

住所

認定区分

認定有効期間

2 平成28年4月利用(新規)に関する日程について(予定)

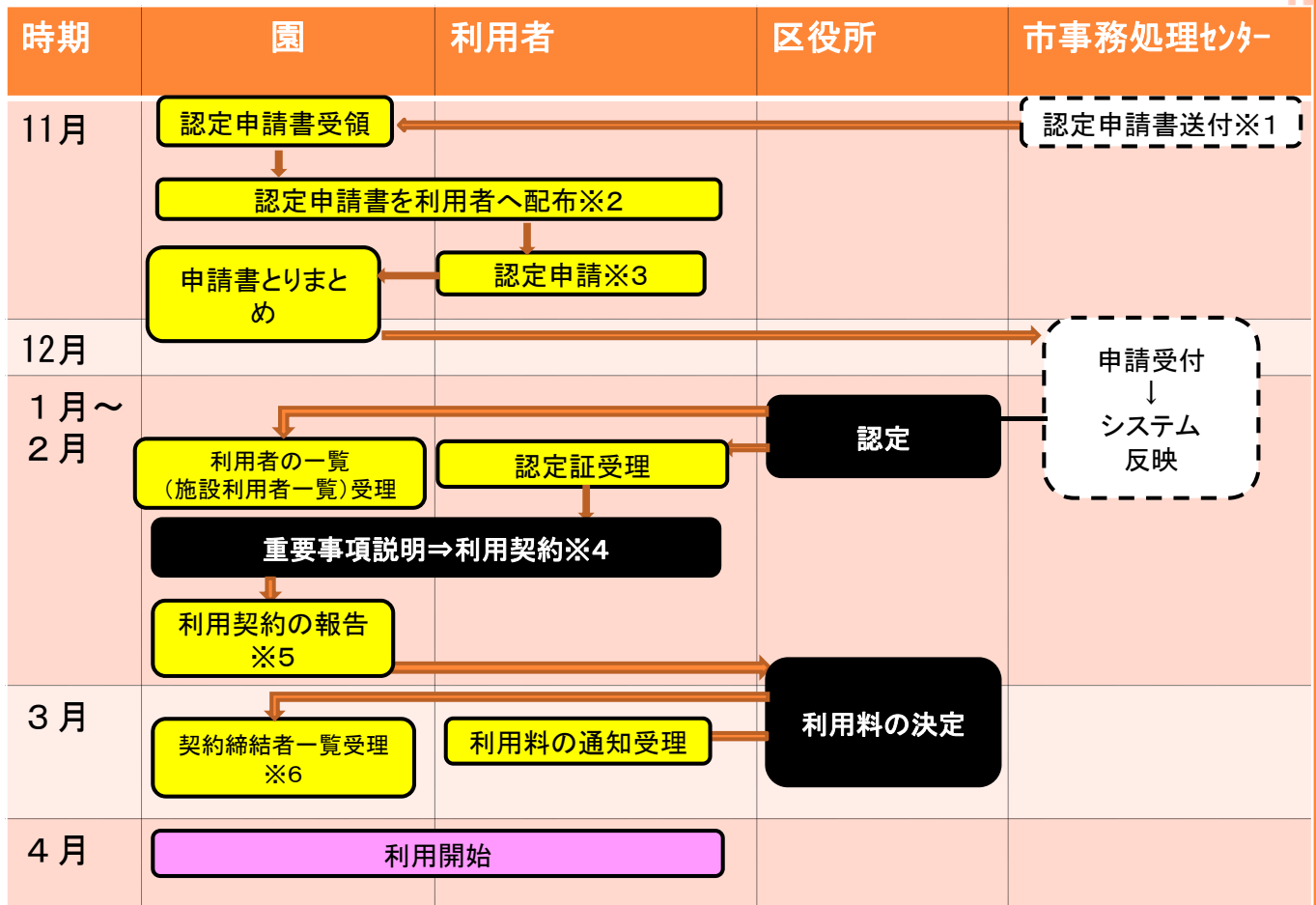


【説明】

番号	項目	説明
※1	利用案内配付	申請書同封の利用案内を10月中旬までに新しく新制度に移行する園に送付します。利用案内は、各区役所にも配架する予定です。
※2	認定申請	「認定申請書兼利用施設届出書」を提出(利用者→園) ※申請書は利用案内に挟み込んでいます。
※3	利用契約	認定証の提示を受け、施設利用者一覧を確認の上、利用契約を締結します。
※4	利用契約の報告	施設利用者一覧を加除修正して契約者一覧を作成し、施設所在区役所こども家庭支援課に提出します。
※5	契約締結一覧受領	契約締結者一覧には、各利用者の利用料が記載されています。



3 在園児の手続き

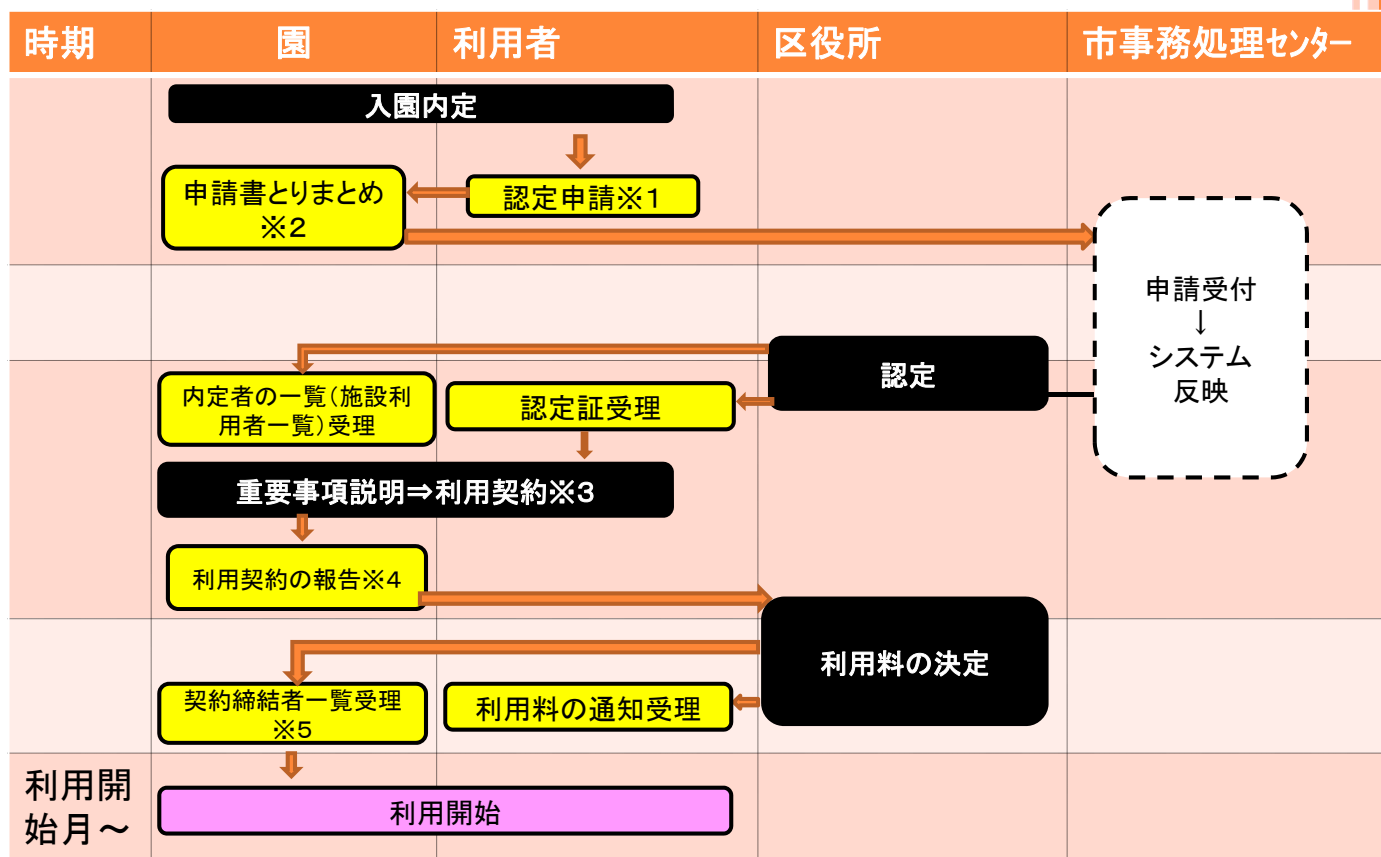


【説明】

番号	項目	説明
※1	認定申請書送付	認定申請書兼利用施設届出書を在籍児数分（卒園予定児除く）送付します。
※2	認定申請書を利用者へ配付	来年度以降引き続き利用する児童の保護者に申請書を配付してください。
※3	認定申請	認定申請書兼利用施設届出書を提出します。
※4	利用契約	認定証の提示を受け、施設利用者一覧を確認の上、利用契約を締結します。
※5	利用契約の報告	施設利用者一覧を加除修正して契約者一覧を作成し、施設所在区役所こども家庭支援課に提出します。
※6	契約締結者一覧受領	契約締結者一覧には、各利用者の利用料が記載されています。



4 毎月の新規申込手続き



※ 利用開始月に間に合うよう、お早目のお手続きが必要です。

【説明】

番号	項目	説明
※1	認定利用申請書提出	「認定申請書兼利用施設届出書」を提出します。
※2	申請書取りまとめ	園所在の区役所に「認定申請書兼利用施設届出書」を提出します。※集配業者による回収はございません。
※3	認定証確認、利用契約締結	認定証の提示を受け、施設利用者一覧を確認の上、利用契約を締結します。
※4	利用契約の報告	施設利用者一覧を加除修正して契約者一覧を作成し、施設所在区役所こども家庭支援課に提出します。
※5	契約締結一覧受領	契約締結者一覧には、各利用者の利用料が記載されています。

5 市外に居住する児童（市外児童）の場合

※スケジュールは、該当市町村にご確認ください。

1 居住市町村において認定を受ける必要があります。

内定した児童の認定申請書等を取りまとめたいただき、横浜市（※1）にご提出いただければ、横浜市（※1）より、該当市町村に送付いたします。なお、個人情報になりますので、横浜市を經由して居住市に提出する旨保護者に了解を取っていただきますようお願いいたします。

※1 横浜市を通じて該当市町村に送付する場合、「平成28年4月新規申込み」及び「在籍児」の申請書については、横浜市事務処理センターに（区役所経由可）、毎月の新規申込みについては、区役所に提出してください。

2 申請書は市町村により異なります。

横浜市外の児童が在籍している場合は、事前に園より該当市から取り寄せてご用意いただくか、居住市に問い合わせるよう保護者にご案内ください。

3 園と利用者間で契約締結します。

※ 認定証の提示を受け、写しをもらってください。

4 認定証の写しを横浜市に送付します。

※ こども青少年局保育・教育運営課給付担当（中区港町1-1）に提出してください。

5 該当市町村より、利用料のお知らせ等が届きます。

6 応諾義務

保護者から正式の利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならないとされています。

正当な理由

- ①定員に空きがない場合
 - ②定員を上回る利用の申込みがあった場合
 - ③その他特別な事情がある場合
- を基本とします。

◎特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）

（利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

添付資料について

1 幼稚園と保育園等の併願について…(別紙1)

2 帳票イメージ…(別紙2)

※ 平成27年度 利用案内を横浜市ホームページに掲載中です。

横浜市 利用案内 子ども で検索してください。

平成28年度 利用案内（平成28年4月利用開始分）については10月中旬に発行
予定です。

<支給認定・利用調整に関するお問い合わせ>

こども青少年局保育・教育運営課支給認定・利用調整担当

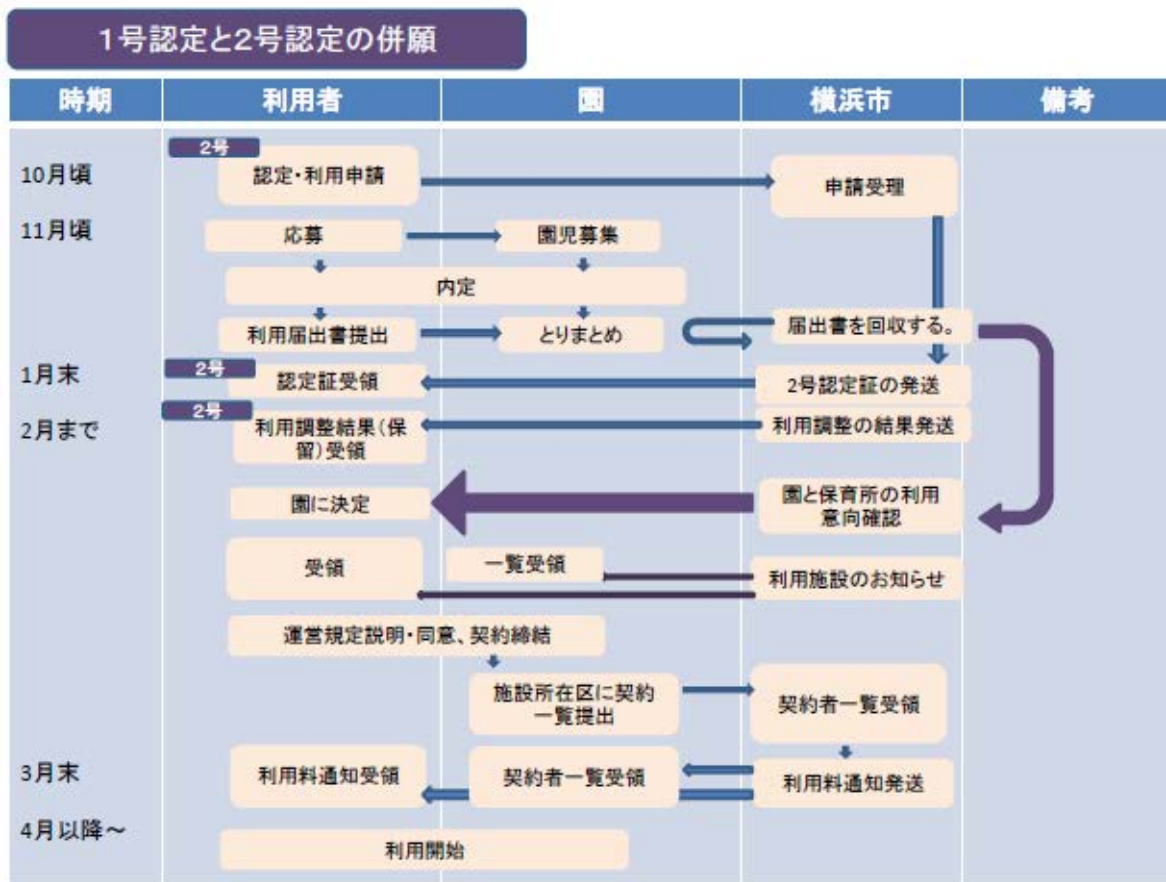
〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話 045-671-3990

幼稚園と保育所等の併願について

(1) 認定申請等について

- ・幼稚園の内定を得た利用者が、保育所の併願を希望している場合、利用者から、所定の様式により併願していることを、幼稚園を経由して市に申し出ていただきます。
- ・保育所を申し込む場合、2号認定を受ける必要があります。2号認定を受けている場合は、1号の認定証は発行されません。
- ・2月頃、保育所の利用調整の結果を市から利用者へ通知します。併せて、利用者に対し、入園の意向の有無を幼稚園に伝えるよう、連絡をします。



(2) 認定の扱い

- ・幼稚園を利用する場合は、原則、認定変更の申請を幼稚園を通じて提出し、1号の認定を取得していただくことになります。
- ・一方、幼稚園に通いながら保育所の空きを待つ場合、2号認定のままで幼稚園を利用していただくことになります。その場合は、変更申請などの手続きは必要ありません。特例給付（1号相当分の給付費）が支給されます。

平成27年〇月〇日

〒〇〇〇-〇〇〇〇

横浜市中区〇〇町〇-〇-〇

横浜 子一郎 様

〒〇〇〇-〇〇〇〇

横浜市中区〇〇町1-1

〇区福祉保健センター
子ども家庭支援課
Tel : 〇〇〇-〇〇〇〇
Fax : 〇〇〇-〇〇〇〇

〇区長 印

子ども・子育て支援給付支給認定証

児童情報	認定証番号	123456789101		
	フリガナ	ヨコハマ コイチロウ		
	氏名	横浜 子一郎		
	生年月日	平成23年 4月 6日	性別	男
	居住地	〒231-0012 横浜市中区相生町6丁目9999番地 マンションよこはま101		
保護者情報	フリガナ	ヨコハマ オヤタロウ		
	氏名	横浜 親太郎		
	生年月日	昭和58年 8月 9日	続柄	父
	居住地	〒231-0012 横浜市中区相生町7丁目9999番地 マンションよこはま102		
支給認定内容	支給認定区分	1号		
	認定有効期間	平成27年 4月 1日～平成30年 3月31日		

- この証は、よく読んで大切に持っていてください。
- 施設等の利用が決定した際には、この証を施設等に必ず提示してください。
- 認定有効期間を経過したときは、子ども・子育て支援給付費の支給を受けられません。
認定有効期間を経過する前にお住まいの区の福祉保健センターへ、認定変更申請を行ってください。
- この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、お住まいの区の福祉保健センターにその旨を届け出てください。
- 認定有効期間内に、居住地を他の市町村の区域に移すと、この証は使えなくなります。
居住地を移そうとする場合には、事前に、お住まいの区の福祉保健センターにご連絡・ご相談ください。
また、認定有効期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、これまで居住していた区の福祉保健センターに認定の取消を申請してください。
- この証を破損したり汚したり又は紛失したときは、お住まいの区の福祉保健センターに速やかに届け出て再交付を受けてください。
また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかにお住まいの区の福祉保健センターに返却してください。
- 支給認定の資格がなくなったときは、直ちにお住まいの区の福祉保健センターに届け出てください。
- 3～7に関して、お住まいの区と異なる区にある施設等を利用中の方については、施設等のある区の福祉保健センターに申請や届出を行ってください。

支給認定決定通知書イメージ

〒 -
横浜市中区 町0 - 0 - 0

平成27年 月 日

横浜 子一郎 様

〒 -
横浜市中区 町1 - 1
区福祉保健センター
子ども家庭支援課
Tel : -
Fax : -

区長 印

支給認定決定通知書【教育】

子ども・子育て支援法第20条に基づく支給認定について、次のとおり決定します。

対象児童	氏名	横浜 子一郎
	生年月日	平成23年 1月 1日
保護者 (申請者)	氏名	横浜 親太郎
	住所	横浜市中区相生町6丁目9999番地 マンションよこはま101

認定証番号	123456789101	認定区分	1号	
認定有効期間	平成27年 4月 1日 ~ 平成28年 3月31日			
根拠となる税額	父	3,000,000 円	判定税額計	8,000,000 円
	母	1,500,000 円	負担区分	D 2 5階層
	その他	3,500,000 円		
補足給付	有			
負担区分適用期間	平成27年 4月 1日 ~ 平成28年 3月31日			
減免期間	平成27年 4月 ~ 平成28年 3月			

施設・事業所名	× 法人 よこはま幼稚園
施設・事業所 住所等	231-0021 横浜市中区日本大通100丁目5555番地

- 負担区分に変更があった場合は、その旨を別途通知します。
- 住所、氏名、世帯構成その他に変更がある場合は、速やかに上記の福祉保健センターへ変更の申請をしてください。
- 施設等を利用中であっても、支給認定の基準に該当しなくなった場合には、支給認定を取り消す場合があります。

新制度への移行に関する意向調査の実施について

【主旨】

- 意向調査（～7/31）及び移行相談（～7/31）を行います。
- 今回実施する意向調査の結果に基づき、利用者へ提供する情報を取りまとめます。

<対象園>

- 認定こども園（幼稚園型）
- 幼稚園（給付対象）
- 幼稚園（私学助成）

<意向調査の実施>

1 実施方法

- ・別紙の「意向調査書」にご記入いただき、ご提出いただきます。
- ・調査票は、近日中に各園に郵送いたします。

2 提出方法

- ・郵送（返送用封筒を同封）にてご提出ください。

3 回答期日

- ・平成27年7月31日（金）【必着】

4 その他

- ・今後の参考とさせていただくため、平成28年度に移行予定のない園又は移行しない園についても、平成28年度以降の移行予定等をご回答いただきたく御協力をお願いします。

幼稚園型認定こども園又は幼稚園

平成27年 月 日

子ども・子育て支援新制度に関する意向調査書



横浜市 こども青少年局長 宛

子ども・子育て支援新制度への移行について、平成28年4月1日時点における意向は以下のとおりである旨、付票を添えて提出します。

提出者	園名	
	設置場所	郵便番号()
	法人名称 (個人立の場合は無記入)	㊟
	法人所在地 (個人立の場合は住所)	郵便番号()
	法人代表者 職・氏名 (個人立の場合は設置者氏名)	㊟
	事務担当者氏名	
	連絡先電話番号	

※H27.4時点及びH28.4時点(予定)での施設類型について、それぞれ□にチェックをお願いします。	平成27年4月時点での施設類型	平成28年4月時点での施設類型(予定)	別添「付票」の回答箇所		
	<input type="checkbox"/> 幼稚園型認定こども園	<input type="checkbox"/> 幼稚園型認定こども園	問1-① (H28.4に移行する場合のみ回答)	問2-①	問2-②
	<input type="checkbox"/> 幼稚園(給付対象施設)	<input type="checkbox"/> 幼稚園(給付対象施設)	問1-② (H28.4に移行する場合のみ回答)	問2-①	問2-②
	<input type="checkbox"/> 幼稚園(私学助成)	<input type="checkbox"/> 幼稚園(私学助成)	—	問2-③	問2-④ 問2-⑤

※現在私学助成の幼稚園は、以下の定員状況等のご記入をお願いします。

◆園則上の収容定員()人 ※平成27年5月1日現在

◆在籍園児数 満3歳以上の園児 ()人 ※平成27年5月1日現在

※満3歳児を受け入れている園にお伺いします
上記「在籍園児数」のうち、昨年の満3歳児クラスから継続入園している3歳児(平成23年4月2日～平成24年4月生まれ)は何人ですか ()人

在園児の居住市町村を把握している場合にはご記入下さい。

横浜市 ()人

() ()人

() ()人

子ども・子育て支援新制度移行に向けた個別相談会 申込書

園名: _____

ご担当者: _____

連絡先: _____

●希望の日時

(第四希望まで日にちを指定し、いずれかの時間帯で○をつけてください)

第一希望	月 日 ()	午前	午後	何時でも良い
第二希望	月 日 ()	午前	午後	何時でも良い
第三希望	月 日 ()	午前	午後	何時でも良い
第四希望	月 日 ()	午前	午後	何時でも良い

※送付日から1週間後以降の日付を記入してください

●希望の相談内容

(希望項目に○をつけてください)

	認定こども園の認可・認定基準、移行に伴う施設整備等
	施設の利用定員
	給付・利用者負担額
	預かり保育
	その他 (具体的にお書きください)

●事前調査

(該当項目に○をつけてください)

	平成28年4月に認定こども園への移行を検討している
	平成28年4月に施設型給付の幼稚園への移行を検討している
	現時点での実員が、認可定員を超えている

子ども・子育て支援新制度移行に伴う年間スケジュール(予定)

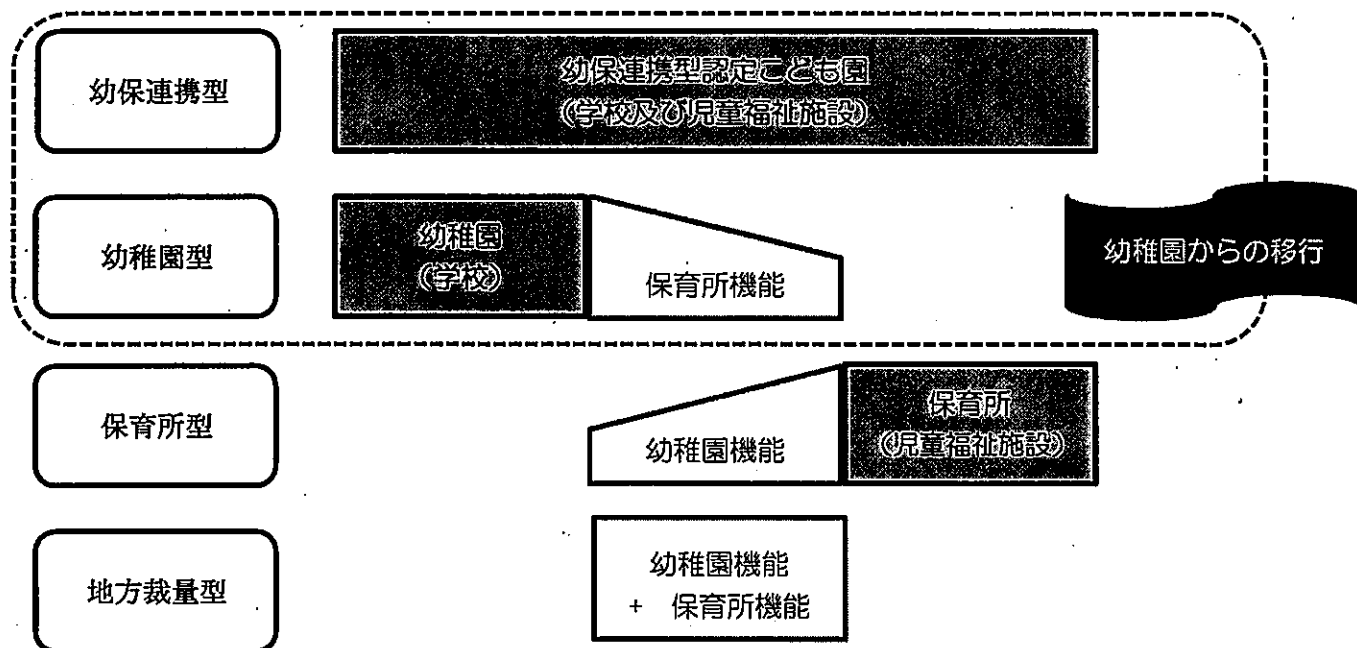
※スケジュールは現時点の予定であり変更になる場合があります。

項目	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①事業者説明会		★10日:開催				★移行園を対象に、必要に応じて開催(予定)				★開催(予定)	★開催(予定)
②移行相談、意向調査		移行相談、意向調査 意向調査で、移行予定表明した幼稚園・認定こども園は、期間内に移行相談									
③確認申請 認可申請(幼保連携型のみ)	幼稚園型こども園 給付幼稚園 幼保連携型認定こども園	移行相談(定員等協議)	移行相談(内容・自主整備)	★審議会							整備・開所準備
④認定申請(1号認定)						①利用案内配付 ②園への入園受付開始 ③内定(園と利用者)					
⑤認定申請・利用調整 (2・3号認定)					★預かり保育利用者に対する、 2号枠優先入所の意向調査・とりまとめ				★認定証発行 ★利用調整結果 通知書発送		
⑥給付事務 (公定価格、独自助成の申請手続き)											給付運務コールセンター(2/1~3/31予定) ・システム請求ソフトの対応(配付、インストール等) ・操作研修 ・届出書(公定価格等)の事前作成、項目確認
⑦預かり保育事業 ・横浜市型(就労要件あり) ・一時預かり(就労要件なし)											
⑧各園での動き	給付費等の試算、特定負担額の検討 在園児への説明、入園予定者への説明 募集要項、重要事項説明書(任意)、契約書の作成					★中旬:募集要項配布開始 ★下旬:願書受付(入園手続き) ★支給認定申請書の回収を見越して 日程設定することをお勧めします	★初旬:願書受付(入園手続き) ★支給認定申請書の回収を見越して 日程設定することをお勧めします				体積入園など ※契約手続きを見越して日程設定することをお勧めします

認定こども園とは（概要）

- 認定こども園は、教育・保育を一体的に行う、いわば幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ園です。
- 認定こども園には4つの種類があり、幼稚園からの移行としては「幼保連携型」と「幼稚園型」が想定されます。
- 従来、幼稚園・保育所それぞれだった幼保連携型認定こども園の認可、指導監督、財政措置について、新制度では一本化されました。

1 認定こども園の4類型について



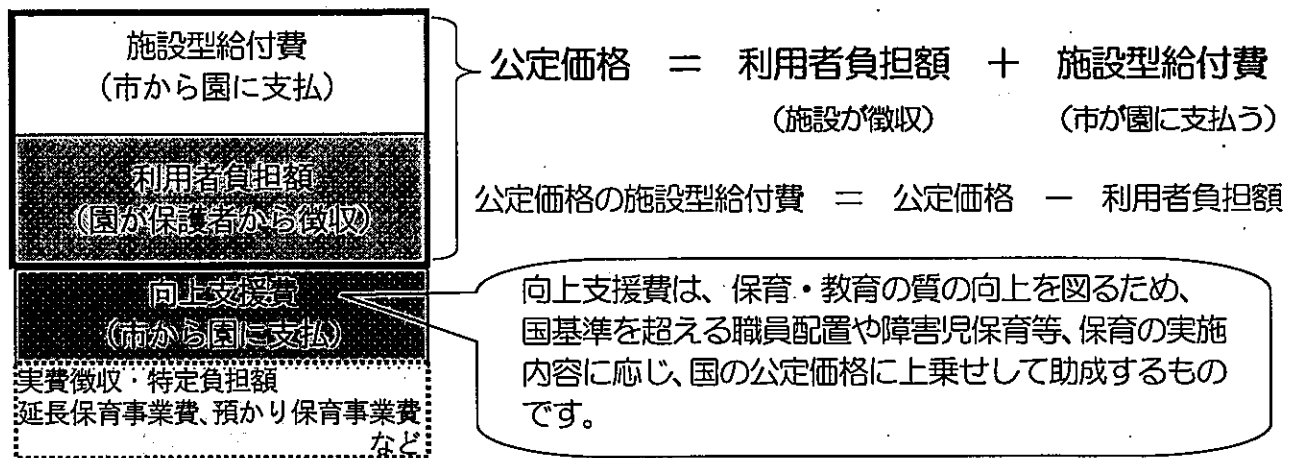
2 認定こども園の特徴

- (1) 子どもが教育・保育を一体的に受けられることに加え、仮に保護者の就労状況が変わったとしても、受入枠に空きがある場合には、同一の園に在籍することが可能です。
- (2) 様々な教育・保育ニーズに対して、他の施設類型（幼稚園・保育所）に比べて柔軟に対応することができます。
- (3) 子育て支援の機能を有し、在宅での子育て家庭への支援を行います。

※認定こども園に移行した場合、2・3号認定（保育認定）の児童が園を利用することになるため、幼稚園とは異なる事務が発生します（横浜市による利用調整（横浜市による利用決定者の振り分け）、現況確認（保育要件の確認）に伴う事務等）。

1 公定価格と向上支援費

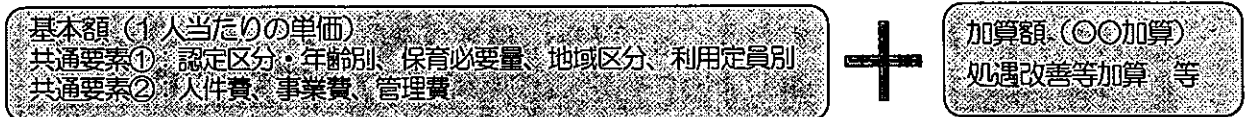
- (1) 公定価格とは、子どもに対する教育・保育を行う場合に、子ども1人あたりに平均的にかかるコストを国が定めたもの（月額）です。
 （新制度では、個人への給付制度が導入されたため、子ども一人にかかる費用の算出が必要になります。）
- (2) 公定価格は、保護者から施設が徴収する「利用者負担額」と、横浜市から支払われる「施設型給付費」で成り立っています。（他都市居住の子どもの場合は居住市町村に請求）
 利用者負担額 ⇒ 横浜市が保護者の市民税・所得割額をもとに階層区分を認定し、その階層区分に応じた金額（応能負担）
 施設型給付費 ⇒ 公定価格から、市が決定した利用者負担額を差し引いた金額
- (3) 公定価格に加えて、本市の独自助成「向上支援費」が、新制度に移行した場合の主な収入となります。
 （実費徴収や特定負担額を保護者から徴収する場合や、延長保育事業、預かり保育事業、補足給付、一時預かり事業（幼稚園型）などの事業を行う場合は、市から事業費が支払われます。）



2 公定価格の算出方法

公定価格はその園の利用定員、年齢等により、金額が異なります。
 また、公定価格は、子ども誰しにも給付される「基本分単価」と、要件を満たした場合に加算される各種「加算」で構成されています。

《公定価格（基本分単価）イメージ》



公定価格は子ども1人分で設定されているので、園全体では以下のように算出します。
3歳児の公定価格 × 3歳の在園児童数 + 4歳以上児の公定価格 × 4歳以上の在園児童数

認定こども園は、1号と2・3号で単価表が別になるので、それぞれの利用定員の区分で出した金額を合算することで給付費を計算します。

(例:幼稚園で1号利用定員が100人の場合、1号の単価表で定員区分91人から105人までの区分の単価で計算。
 認定こども園で1号利用定員が100人、2・3号利用定員が50人の園の場合、1号は認定こども園の1号の単価表で上記と同じ方法で計算し、2・3号の単価表で定員区分41人から50人までの定員区分の単価で計算。)

公定価格の各種加算と、向上支援費の各項目は、その園の職員の配置や教育・保育の実施状況が、定められた要件を満たしている場合に加算されます。

3 処遇改善等加算について

職員の勤続年数・経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算します。

処遇改善等加算率は、公定価格のいくつかの加算項目の単価を算出する際にも活用します。

(例：副園長・教頭配置加算、3歳児配置改善加算)

公定価格上で見る処遇改善等加算率は、「基礎分(2~12%)」と、「賃金改善要件分(3~4%、うち1パーセントはキャリアパス要件分)」とを足した率となります。

さらに、横浜市独自助成の「職員処遇改善費(0~5%)」として上乘せして支払われます。

職員一人当たりの平均勤続年数	加算率(公定価格)			加算率(市) 職員処遇改善費
	基礎分	賃金改善要件分	うちキャリアパス要件分	
16年以上	12%	4%		5%
15年以上 16年未満				4%
14年以上 15年未満				3%
13年以上 14年未満				3%
12年以上 13年未満				2%
11年以上 12年未満				2%
10年以上 11年未満	12%	3%	1%	3%
9年以上 10年未満	11%			3%
8年以上 9年未満	10%			3%
7年以上 8年未満	9%			3%
6年以上 7年未満	8%			3%
5年以上 6年未満	7%			2%
4年以上 5年未満	6%			2%
3年以上 4年未満	5%			1%
2年以上 3年未満	4%			0%
1年以上 2年未満	3%			0%
1年未満	2%			0%

備考

1 基礎分は、すべての施設・事業所が対象となる。

2 賃金改善要件分は、賃金改善要件※に適合する施設・事業所が対象となる。ただし、キャリアパス要件※に適合しない施設・事業所については、キャリアパス要件分の値を減じた値とする。

3 横浜市の職員処遇改善費は、2の賃金改善要件に適合した施設・事業所が対象となる。ただし、保育所における経過措置に係る賃金改善要件分適用表を適用した施設は、対象外とする。

※賃金改善要件、キャリアパス要件については、現在国で示されている「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(案)」をもとに作成し、横浜市の職員処遇改善費の要件等追記していく予定です。「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(案)」については、ホームページを御確認ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/h270123/pdf/s2-3ref.pdf>

○ 例：職員の平均勤続年数8年の認定こども園の場合、

公定価格 ⇒ 基礎分10% + 賃金改善要件分3%(キャリアパス含む) = 13%
市独自助成の職員処遇改善費 ⇒ 3%

(※公定価格とは別に算出。加算率を適用する単価を積算した後に加算率を乗じる。)

認定こども園の処遇改善等加算は、単価表が1号認定と2・3号認定で分かれており、それぞれ利用定員及び年齢区分毎に設定された単価に、加算率を掛けて算出します。

さらに、2・3号認定の児童については、保育標準時間認定と保育短時間認定の別により、単価が分かれています。

4 公定価格の基本分単価と各種加算

※加算要件の詳細は、別添資料P38～P59でご確認ください。

項目名	内容	別添資料	公定価格単価表	
			1号	2・3号
基本分単価	定員・認定区分・年齢等に応じた子ども一人当たりの単価	39	⑤	⑥
処遇改善等加算	職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じて加算	41	⑥	⑦
副園長・教頭配置加算	副園長または教頭を配置する場合に必要な人件費を加算	42	⑦	—
学級編成調整加算	全学級に専任学級担任を配置するため保育教諭等を1人加配するための加算	42	⑧	—
3歳児配置改善加算	3歳児の配置基準を15:1により実施する場合に必要な人件費等を加算	43	⑨	⑧
満3歳児対応加算	満3歳児を担当する保育教諭等を配置する場合に必要な人件費等を加算	43	⑩/⑩'	—
チーム保育加算	チーム保育を担当する保育教諭等を配置する場合に必要な人件費等を加算	44	⑪	—
通園送迎加算	通園送迎を行う施設に送迎バス運転手の人件費等(業務委託費含む)を加算	45	⑫	—
給食実施加算	給食を実施する施設に、調理員の人件費等(業務委託費含む)を加算	45	⑬	—
休日保育加算	休日保育のための保育士等の職員を確保するための経費を加算	45	—	⑨
夜間保育加算	夜間保育所の夕食に係る費用や勤務体制を確保するための経費を加算	45	—	⑩
減価償却費加算	施設整備費補助を受けない自己所有建物の施設に減価償却費の一部を加算	46	—	⑪
賃借料加算	賃貸物件により設置する施設に対して賃借料の一部を加算	47	—	⑫
主任教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合	主任教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合に費用を定額で調整	47	⑮	⑰
年齢別配置基準を下回る場合	基本分単価の年齢別配置基準を下回る職員配置の状態にある場合、費用を定額で調整	48	⑯	⑱
配置基準上求められる職員資格を有しない場合	公定価格(基本分)における国の配置基準上の職員(学級担任、保育従事者)について、幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれも有しない場合に費用を定額で調整	48	⑰	⑲
施設長に係る経過措置が適用される場合	新制度移行前に既に幼保連携型認定こども園であった施設のうち、一定の要件を満たす施設に対し、必要な人件費等を定額で調整	49	⑱	⑳
1号認定こどもの利用定員を設定しない場合	1号認定こどもの利用定員を設定しない施設の場合に費用を調整	49	—	⑭
分園の場合	分園の場合、本園と分園との間でまたがる経費となる部分について費用を定率で調整	50	—	⑮
常態的に土曜日に閉所する場合	常態的に土曜日に閉所する場合、土曜閉所に係る経費を定率で調整	50	—	⑯
定員を恒常的に超過する場合(27・28年度は適用なし)	連続する過去の2年間、常に利用定員を超え、かつ各年度の平均在所率が120%以上の状態にある場合に適用	51	⑲	㉑
療育支援加算	子どもの療育支援に取り組む場合に主幹(主任)を補助する者の経費を加算	51	⑳	㉒
事務職員雇上費加算	事務職員を配置するための経費を加算	53	㉑	—
冷暖房費加算	夏季や冬季における冷暖房費に係る経費について所在する地域に応じて加算	53	㉒	㉓
外部監査費加算(3月のみ)	公認会計士等による外部監査を実施した施設に対して加算	53	⑭	⑬
施設関係者評価加算(3月のみ)	施設の関係者による評価を実施した施設に対して加算	54	㉓	㉔
入所児童処遇特別加算(3月のみ)	高齢者等の雇用の促進を図るため、高齢者等を配置するための経費を加算	54	—	㉗
施設機能強化推進費加算(3月のみ)	施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して加算	56	㉖	㉘
小学校接続加算(3月のみ)	小学校との接続を見通した活動に必要な経費を加算	57	㉗	㉙
栄養管理加算(3月のみ)	栄養士を活用して給食を実施する取り組みに必要な経費を加算	58	—	⑳
第三者評価受審加算(3月のみ)	第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を加算	58	㉘	㉙

5 向上支援費

※加算要件の詳細は、別添資料P60～P69でご確認ください。

項目名	内容	別添資料
3歳児職員配置加算(1号)	3歳児保育に対し、配置基準を15:1により実施する場合に加算	60
職員配置加算(2・3号)	横浜市の保育士配置基準を確保し、保育を向上させるための経費	60
職員処遇改善費	勤続年数に応じた職員の昇給確保とキャリアプラン実施のための経費	61
連携施設受託促進加算	地域型保育事業から連携を受諾し、児童の進級先の確保や保育の支援を行うために必要な経費	61
システム化経費助成	請求明細ソフトを用いて請求明細書の作成を行うための事務的経費	62
食育推進助成①	食育の推進と安全・安心な給食提供のために、自園で調理を行う場合の経費	62
食育推進助成②	食育推進等のために栄養士を雇用して自園調理を行うための経費	63
アレルギー児童対応費	食物アレルギー等の児童を安全に保育するための経費	63
産休代替職員費	出産・傷病により長期休暇を必要とする保育士等の職員の代替のための経費	64
障害児等受入加算	障害児などの配慮の必要な子どもを保育・教育するために必要な保育士を加配するための経費	64
医療的ケア対応看護師雇用費	医療的ケアが必要な児童のため、看護師を加配するための経費	65
被虐待児対応費	虐待が疑われる児童を保育・教育するために必要な保育士を加配するための経費	66
看護職雇用加算	障害児保育・教育を実施している施設で、看護職等の職員を雇用している場合の格付け経費	66
外国人児童保育事業助成	外国人児童の処遇向上のため、臨時保育士を雇用するための経費	67
代休代替職員雇用費(2・3号)	年休や代休のローテーション保育士を確保するための経費	67
保育補助者雇用経費	保育補助者を雇用するための経費	68
産休明け保育児童健康診断助成費	産休明け保育児童に対して、定期以外に任意で健康診断を実施するための経費	69
第三者評価受審助成	第三者評価の受審費用を助成するための経費(公定価格加算分に上乘せ)	69

収入の試算方法

◎公定価格

国作成の試算シートをダウンロードし、定員や加算状況の適否を入力すると、1年間の収入額を試算できます。(1か月分の支給費を試算する際は、3月にしかつかない加算もあることにご注意ください。)

公定価格 試算シート

検索

<http://www.youho.go.jp/shisansheetY.html>

★試算シート入力のポイント

- 横浜市の地域区分は、「16/100」です。
- 利用定員は、認可定員など、仮の定員を設定してください。
- 公定価格で使う処遇改善等加算率は、「基礎分+賃金改善要件分」です。
(例：平均勤続年数8年の場合、基礎分 10+賃金改善要件分 3=13 が加算率。
%に直して「0.13」で算出するのではなく、「13」で計算。)

◎向上支援費、延長保育事業費

説明会資料別添の資料で加算要件を満たす項目を確認し、各加算の金額を積算することで試算ができます。

幼保連携型認定こども園の整備補助について

幼保連携型認定こども園の認可を受けることを目的とした施設整備及び改修等を行う場合に、必要な経費の一部を補助金として交付し、幼保連携型認定こども園への移行支援を進めています。

今回は、28年4月開所に向けた、以下の2事業を募集します。※各園に郵送するダイレクトメールで詳細をご確認ください。

▶ 内装整備費補助金交付事業

幼保連携型認定こども園の認可を受けることを目的とした既存園舎の改修等を行う際、保育を必要とする子どもの定員枠を増加する規模に応じて、改修等に必要な費用の一部を補助金として交付する事業。

▶ 自主財源整備事業

補助金の交付を受けずに、幼保連携型認定こども園の認可を受けるための整備を行う事業。

※建設費等補助金交付事業は、今回は募集しません。

1 補助金交付の概要

内装整備費補助については、保育を必要とする子どもの定員枠を増加する規模に応じて、補助金上限が変わってきます。

平成 27 年度事業の概要

整備に伴い増加する保育を必要とする子どもの数	補助限度額上限
90人以上	6,000万円
50人以上 90人未満	4,500万円
50人未満	6,000万円×(定員数/50人)×3/4

<参考>

今回は募集ませんが、建設費等補助金交付事業についても、保育を必要とする子どもの定員枠を増加する規模に応じて、補助金額が変わってきます。一例は、次ページの表に示す通りとなりますので、今後の事業計画にお役立てください。

2 今後の整備スケジュールについて（予定）

平成 29・30 年度開所分の幼保連携型認定こども園整備補助事業については、平成 28 年当初ごろから募集する予定です。（募集概要は各園にダイレクトメールで郵送します。）

3 幼稚園型認定こども園移行に向けた補助事業について

横浜市型の預かり保育を実施している幼稚園が、幼稚園型認定こども園へ移行するにあたり、長時間保育の安全性を確保するために必要な備品の防災対策に要する費用の一部を補助する事業があります。

補助上限額 50 万円

【問合せ先】

こども青少年局こども施設整備課

TEL : 671-4146

FAX : 663-1925

認定こども園整備の概算事業費例 増改築（200人定員）

※事業計画の目安としていただくためのものであり、補助金や貸付金の有無及び金額を約束するものではありません。

1 前提条件（施設規模等）

(1) 延べ面積	1400 m ²	※既存園舎 800m ² 仮設園舎 800m ²
(2) 構造	鉄筋コンクリート造等、2階建	
(3) 定員	200人（うち乳児 20人）※移行前幼稚園定員 150人	

2 建設事業費概算

(1) 用地費	(自己所有地)	
(2) 建築費	@420千円×1400m ² (造成費は除く)	= 588,000千円
(3) 杭工事費	(建築単価はあくまで想定です。実際とは異なることがあります。)	= 20,000千円
(4) 昇降機設備費		= 9,000千円
(5) 解体撤去費		= 20,000千円
(6) 仮設整備費		= 90,000千円
(7) 設計費	(設計、地質調査等)	= 25,000千円
(8) 初度設備費	(保育所開設に必要な備品・消耗品・大型遊具)	= 5,500千円
(9) 事務費	(工事監理費を含む)	= 7,000千円
合計		764,500千円

3 横浜市補助金概算（予定金額…補助単価は平成27年度分）

(1) 建築費	主体工事費：217,100円×1100.0m ² －① 杭工事費：20,000千円－② 昇降機設備費：9,000千円－③ 工事事務費：(①+②+③)×2.6%	} ×3/4	≒ 206,079千円
(2) 解体撤去費	20,000千円×3/4		
(3) 仮設整備費	90,000千円×3/4		= 67,500千円
(4) 初度設備費	(32,000円×50人+16,000円×150人)×3/4		= 3,000千円
(5) 大型遊具費	(1品10万円以上の遊具) 3,500千円×3/4		= 2,625千円
合計			294,204千円

4 借入金(借入先との協議により借入が可能な場合の例)

(1) 日本私立学校振興・共済事業団	40,000千円
(2) ○○銀行	80,000千円
合計	120,000千円

5 自己資金(設置者負担金)

自己資金 = 建設事業費 - (補助金+借入金)	
【建設費、地質調査等は、補助金等の交付前に執行が必要です。】	350,296千円

6 資金計画表

事業費		財源内訳	
工事費	617,000千円	補助金	294,204千円
解体仮設費	110,000千円		
設計費	25,000千円	借入金	日本私立学校振興・共済事業団 40,000千円
初度設備費	5,500千円		○○銀行 80,000千円
事務費 (工事監理費を含む)	7,000千円	自己資金	350,296千円
合計	764,500千円	合計	764,500千円

7 事業費の負担割合

	補助金	設置者負担金	合計
金額	294,204千円	470,296千円	764,500千円
割合	38.5%	61.5%	100.0%

※設置者負担金は、建設事業費の自己資金350,296千円と借入額の120,000千円とを加えた額

支給認定・利用調整事務 について

平成27年6月10日


横浜市こども青少年局

保育・教育運営課支給認定・利用調整担当


新制度を選択し、認定こども園(2号・3号認定部分)に移行した際の認定こども園への申込みから利用(入園)を開始するまでの手続きについてご説明します。

1号部分については、資料8をご確認ください。

構 成

- 1 新制度における手続きのポイント
 - 2 平成28年4月利用(新規)に関する日程について(予定)
 - 3 在籍児の手続きについて
 - 4 毎月の新規申込みについて
 - 5 市外に居住する児童(市外児童)の場合について
 - 6 応諾義務について
 - 7 現況確認について
- 

1 新制度における手続きのポイント

- (1)支給認定について
 - (2)利用決定について
- 

(1) 支給認定について

利用者は、利用にあたって、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。支給認定は3つの区分があります。

横浜市は、利用者からの申請に基づき、支給認定証を発行します。

<支給認定区分>

年齢	保育の必要性	支給認定区分	利用できる施設・事業
満3歳以上	なし	1号認定 <教育標準時間>	幼稚園、 認定こども園（幼稚園部分）
満3歳以上	あり	2号認定 <保育標準時間／ 保育短時間>	保育所、 認定こども園（保育所部分）
満3歳未満	あり	3号認定 <保育標準時間／ 保育短時間>	保育所、認定こども園（保育所部分） 家庭的保育事業、小規模保育事業、 事業所内保育事業など



利用者は、3つの区分のいずれかの認定を受けることになります。

<保育の必要量に応じた区分>

2号認定または3号認定を受ける方は、保育の必要量に応じて更に「保育標準時間」または「保育短時間」に区分されます。

保育標準時間

1日11時間の枠の中で、必要とする保育を利用

保育短時間

1日8時間の枠の中で、必要とする保育を利用

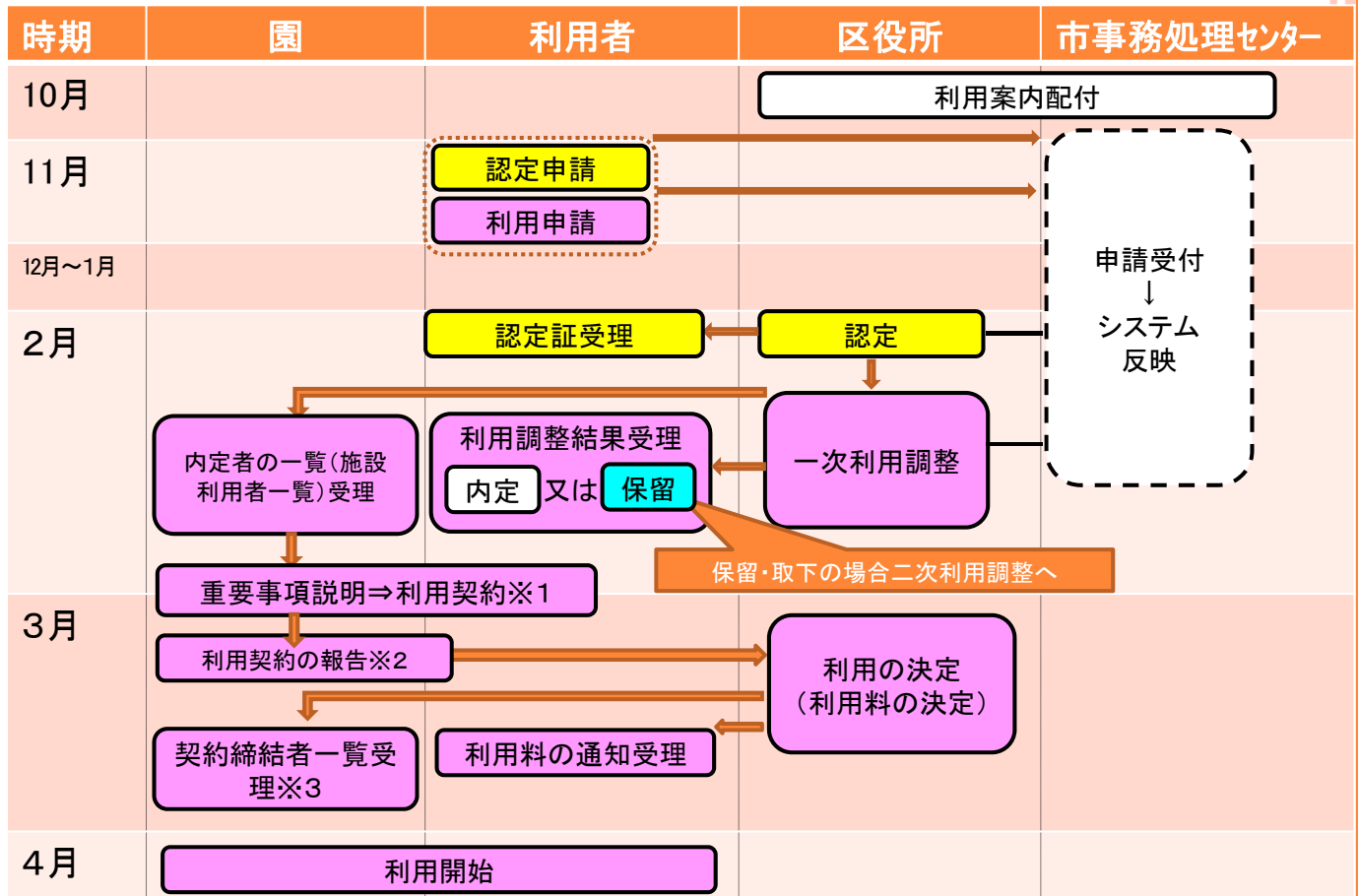
※保育の必要量は、就労等保育を必要とする利用者の状況から判断されます。

(2) 利用決定について

「1号認定」の場合と「2号認定」「3号認定」の場合で、利用決定までの手続きが異なります。

「2号認定」「3号認定」の場合、保護者は区役所に施設利用希望の申込みを行い、区役所による保育の必要量に応じた利用調整を経た上で、園と保護者の間で利用契約を結ぶこととなります。

2 平成28年4月利用(新規)に関する日程について(予定)

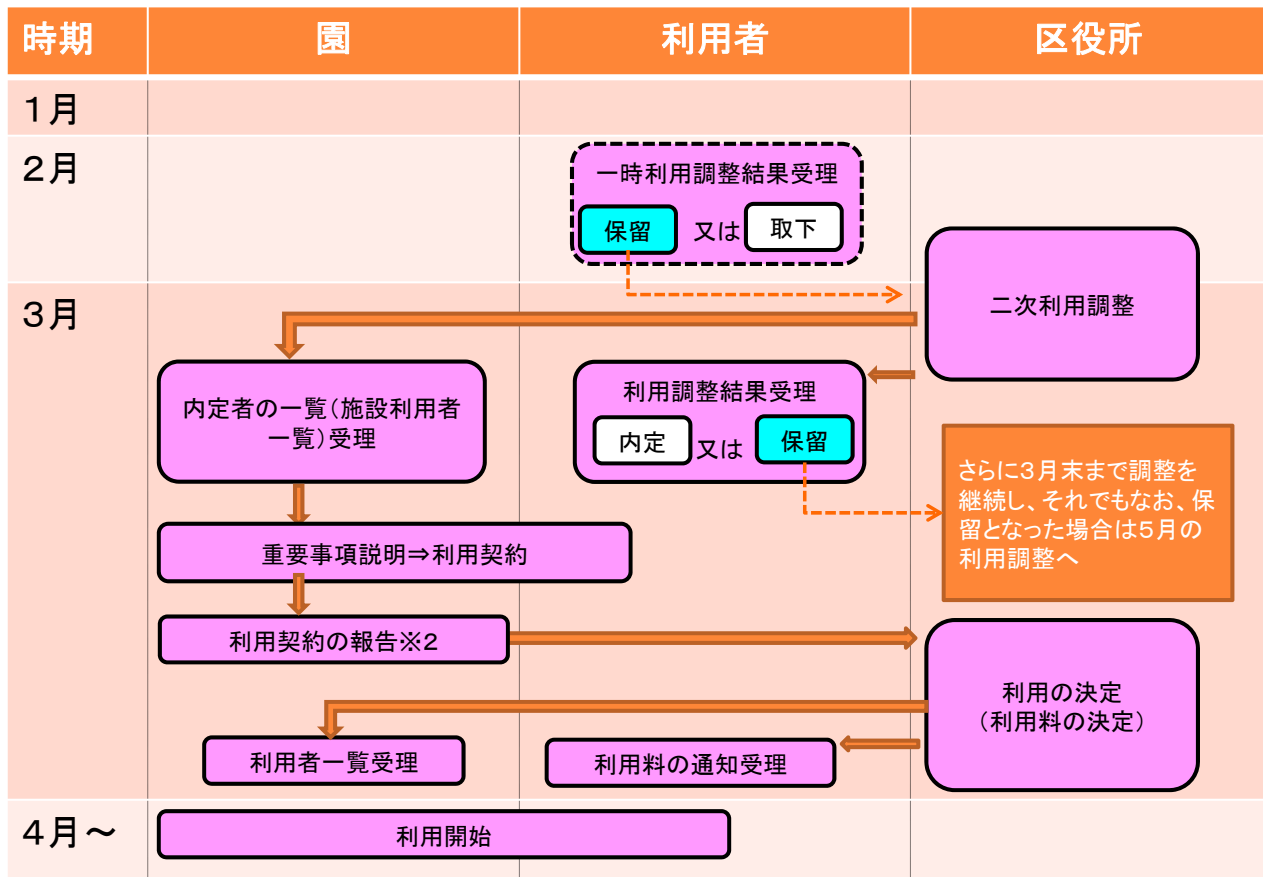


【説明】

番号	項目	説明
※1	利用契約	認定証の提示を受け、施設利用者一覧を確認の上、利用契約を締結します。
※2	利用契約の報告	施設利用者一覧を加除修正して契約者一覧を作成し、施設所在区役所こども家庭支援課に提出します。
※3	契約締結者一覧受領	契約締結者一覧には、各利用者の利用料が記載されています。



2 平成28年4月利用(新規)に関する日程について(予定) 2次利用調整



3 在籍児の手続きについて

在籍児童—特例措置—市内児童

1 取扱い

幼稚園の在園児が新制度移行をまたいで継続利用する場合、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業をご利用いただいている保護者のうち、認定こども園の保育所部分への利用を希望される場合は、継続して利用できるよう特例を設けます。

	対応
○新制度移行前年時点の在園児のうち、預かり保育利用者が、移行に伴い2号認定子どもとして継続利用を申請した場合	2号定員枠で継続利用

在籍児童—特例措置—市内児童

2 特例を設ける条件

(1) 利用枠の確保

希望者全員を卒園まで受け入れることができる入所枠を確保すること

(2) 基準日・条件

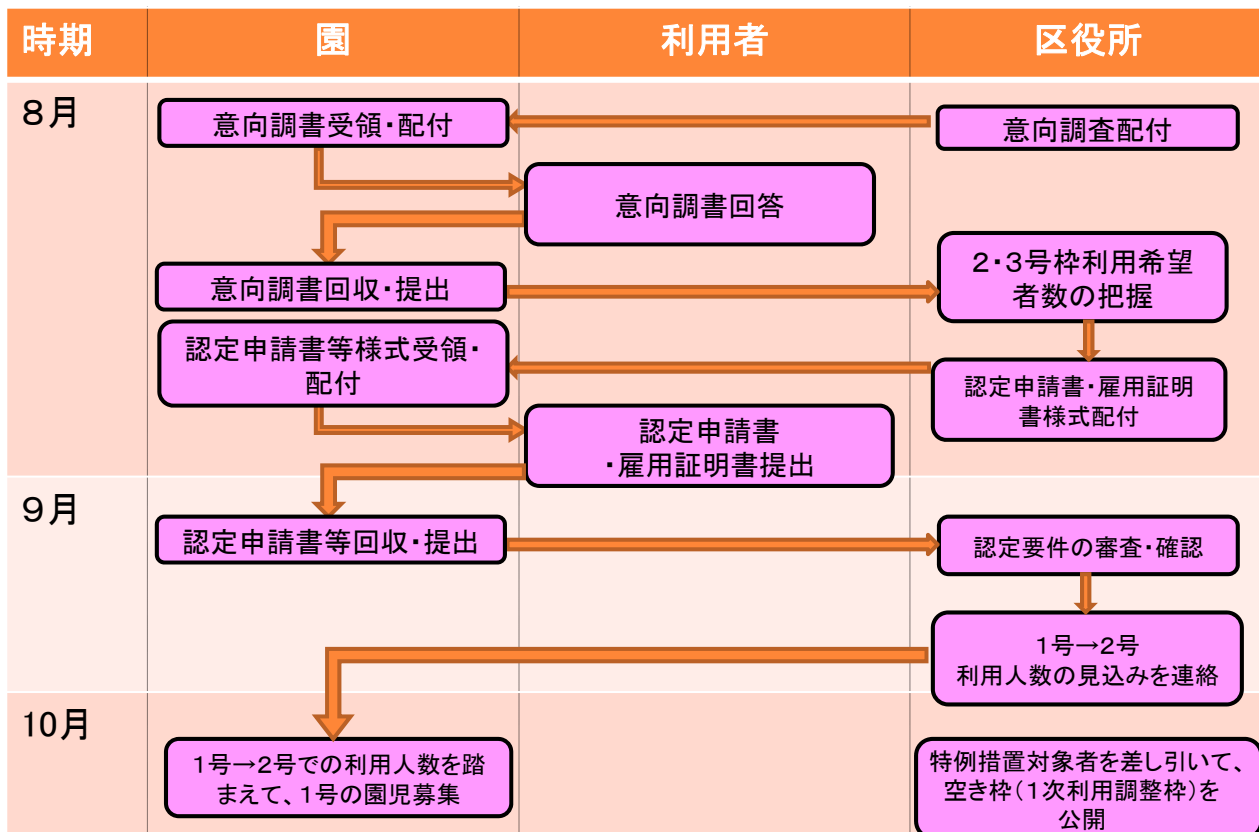
- ・ 移行前年の9月30日（基準日）に保育所入所要件を満たす預かり保育利用者
- ・ 基準日から翌年3月31日まで継続して在園かつ預かり保育を利用し、4月以降も在園の予定である。（他園との併願や転園は希望しない）

※基準日以降の預かり保育新規利用者、3月31日までの退園予定者は通常の利用調整となります。

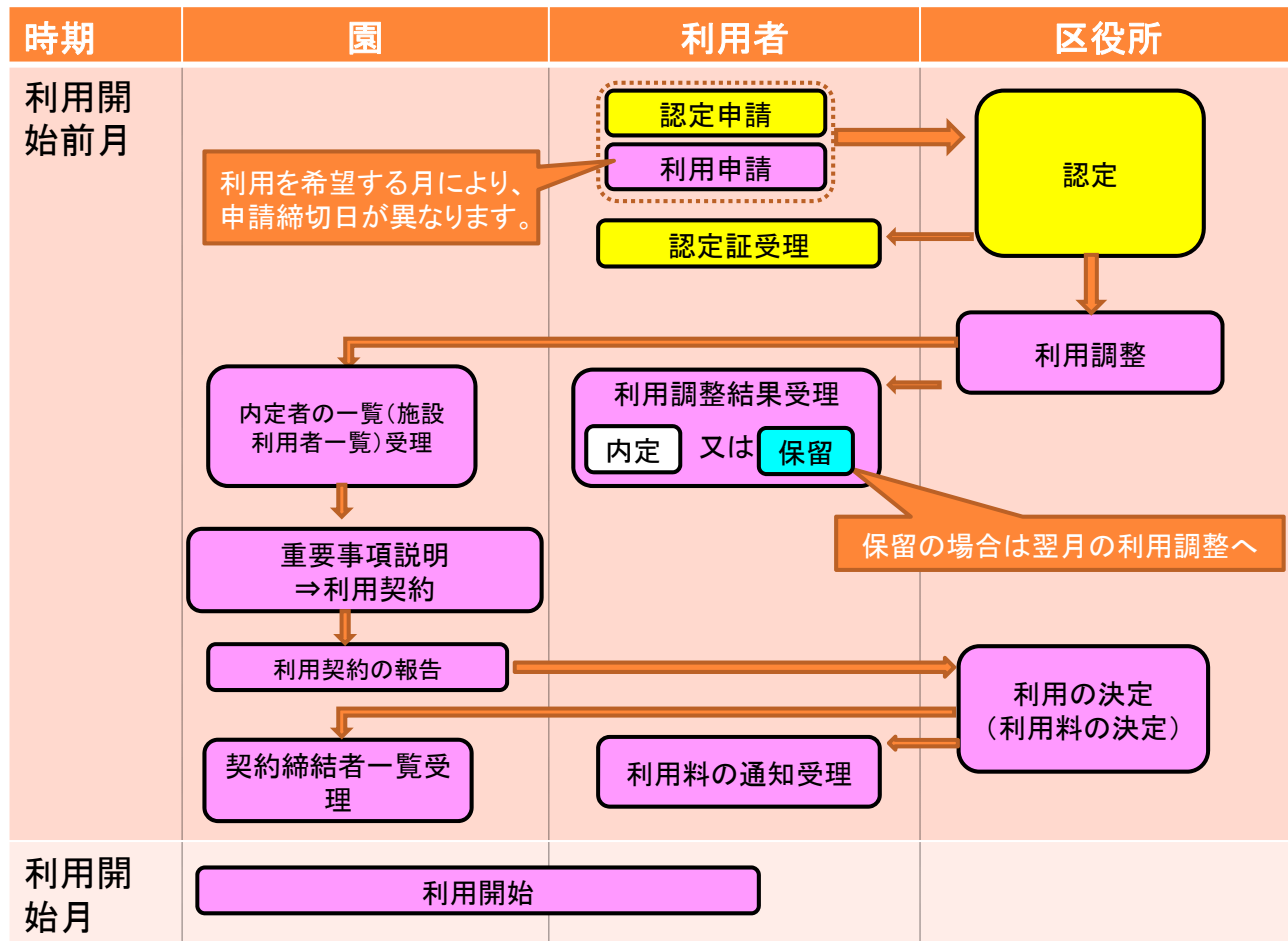
3 その他

幼稚園利用者のうち、1号+預かり保育での利用を希望した場合や保育所の入所要件を満たさない場合は、他の在園児とともに継続利用手続きを行います。

スケジュール



4 毎月の新規申込みについて



5 市外に居住する児童（市外児童）の場合について

※スケジュールは、該当市町村にご確認ください。

- ①利用者（保護者）は居住の市町村に支給認定申請及び利用申請を行います。
- ②利用者は、横浜市の設ける締切日までに居住の市町村を通じて、手続きを行います。
- ③園と利用者の中で契約締結します。
- ④居住の市町村から、利用料のお知らせ等が届きます。

6 応諾義務について

保護者から正式の利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならないとされています。

正当な理由

- ①定員に空きがない場合
 - ②定員を上回る利用の申込みがあった場合
 - ③その他特別な事情がある場合
- を基本とします。

◎特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）

（利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

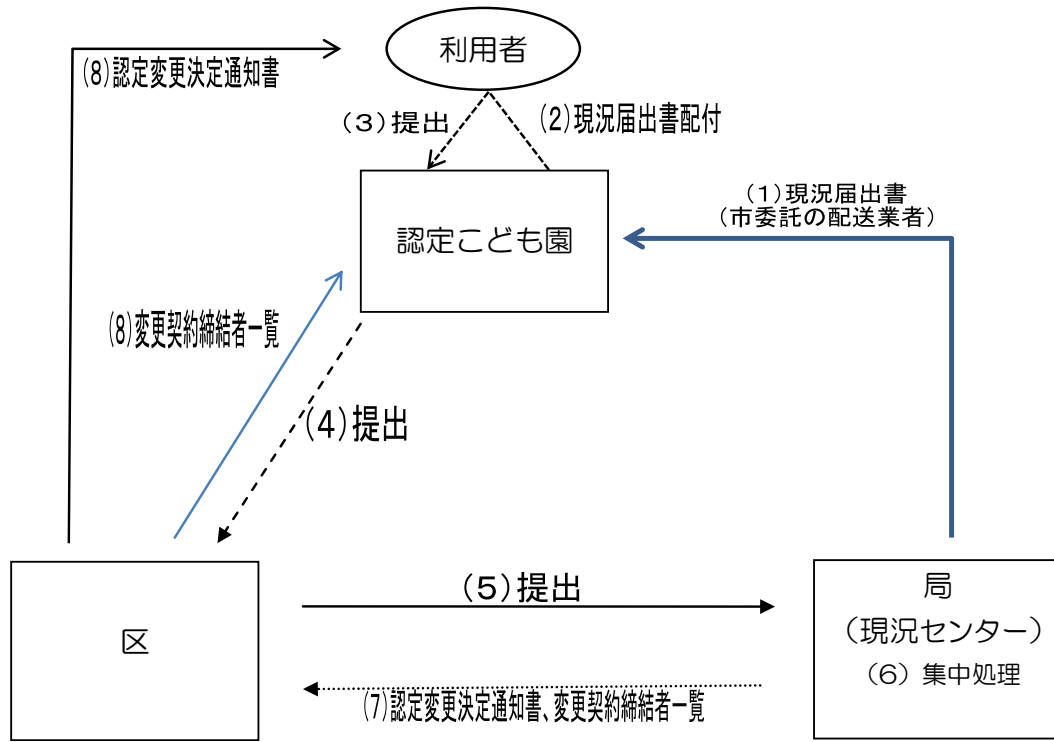
7 現況確認について

子ども・子育て支援制度では、保育園等を利用している方（2・3号認定）に対して、保育を必要とする事由や状況に引き続き該当していることの確認を行う必要があり、年1回利用者に現況届出書及び拳証証明の提出を求めています（この確認を「現況確認」といいます）。

また、提出いただいた書類は、9月から翌年8月までの利用料を確定するためにも必要です。

現況届出書の利用者への配付・回収にあたっては、園を通じて行っています。

<現況届出書の流れ>



<スケジュール（平成27年度の場合）>

4月下旬	園を通じて利用者に現況届出書を配付	8月下旬	利用者に認定変更決定通知書、園に変更契約締結者一覧を送付
5月下旬	利用者が園に現況届出書等を提出		
6月上旬	園が区役所に現況届出書等を提出	9月1日	利用料変更

添付資料について

1 認定こども園と保育園等の併願について・・・(別紙1)

2 帳票イメージ・・・(別紙2)

※ 平成27年度 利用案内を横浜市ホームページに掲載中です。

横浜市 利用案内 子ども で検索してください。

平成28年度 利用案内（平成28年4月利用開始分）については10月中旬に発行予定です。

<支給認定・利用調整に関するお問い合わせ>

子ども青少年局保育・教育運営課支給認定・利用調整担当

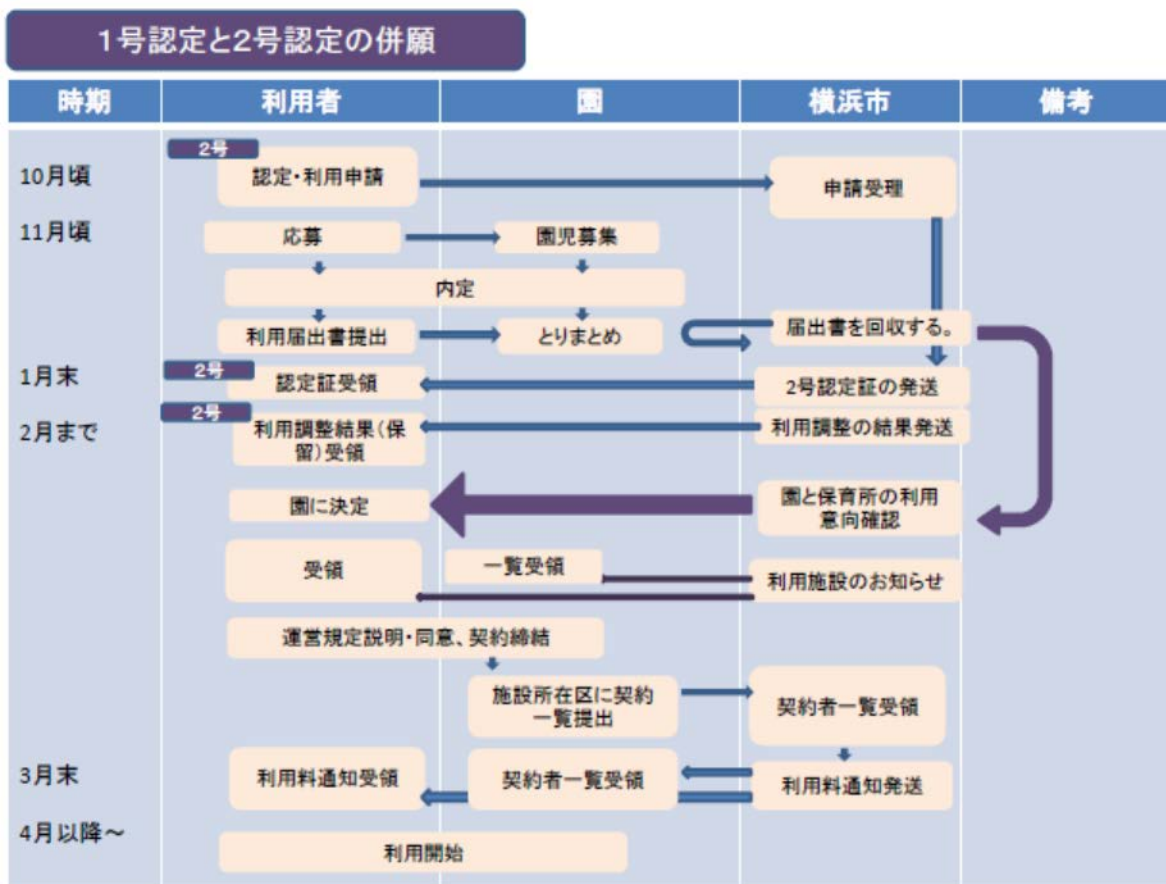
〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話 045-671-3990

認定こども園（1号定員枠）と保育所等の併願について

（1）認定申請等について

- ・ 認定こども園（1号定員枠）の内定を得た利用者が、保育所の併願を希望している場合、利用者から、所定の様式により併願していることを、認定こども園を経由して市に申し出ていただきます。
- ・ 保育所を申し込む場合、2号認定を受ける必要があります。2号認定を受けている場合は、1号の認定証は発行されません。
- ・ 2月頃、保育所の利用調整の結果を市から利用者へ通知します。併せて、利用者に対し、入園の意向の有無をこども園に伝えるよう、連絡をします。



（2）認定の扱い

- ・ 利用調整の結果、保育所等が保留となり、認定こども園（1号定員枠）を利用する場合は、認定変更の申請を園を通じて提出し、1号の認定を取得していただくことになります。
(認定こども園（1号定員枠）を利用する際に、特例給付を支給することができないため、認定こども園に通いながら保育所の空きを待つことができないため。)

※なお、幼稚園に通いながら保育所の空きを待つ場合は、2号認定のままで幼稚園を利用していただくことになります。その場合は、変更申請などの手続きは要さず、特例給付を支給することになります。

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

横浜市中区〇〇町〇-〇-〇

平成27年〇月〇日

横浜 子一郎 様

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

横浜市中区〇〇町1-1

〇区福祉保健センター
子ども家庭支援課
Tel : 〇〇〇-〇〇〇〇
Fax : 〇〇〇-〇〇〇〇

〇区長

印

子ども・子育て支援給付支給認定証

児童情報	認定証番号	123456789101		
	フリガナ	ヨコハマ コイチロウ		
	氏名	横浜 子一郎		
	生年月日	平成23年 4月 6日	性別	男
	居住地	〒231-0012 横浜市中区相生町6丁目9999番地 マンションよこはま101		
保護者情報	フリガナ	ヨコハマ オヤタロウ		
	氏名	横浜 親太郎		
	生年月日	昭和58年 8月 9日	続柄	父
	居住地	〒231-0012 横浜市中区相生町7丁目9999番地 マンションよこはま102		
支給認定内容	支給認定区分	1号		
	認定有効期間	平成27年 4月 1日～平成30年 3月31日		

- この証は、よく読んで大切に持っていてください。
- 施設等の利用が決定した際には、この証を施設等に必ず提示してください。
- 認定有効期間を経過したときは、子ども・子育て支援給付費の支給を受けられません。
認定有効期間を経過する前にお住まいの区の福祉保健センターへ、認定変更申請を行ってください。
- この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、お住まいの区の福祉保健センターにその旨を届け出てください。
- 認定有効期間内に、居住地を他の市町村の区域に移すと、この証は使えなくなります。
居住地を移そうとする場合には、事前に、お住まいの区の福祉保健センターにご連絡・ご相談ください。
また、認定有効期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、これまで居住していた区の福祉保健センターに認定の取消を申請してください。
- この証を破損したり汚したり又は紛失したときは、お住まいの区の福祉保健センターに速やかに届け出て再交付を受けてください。
また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかにお住まいの区の福祉保健センターに返却してください。
- 支給認定の資格がなくなったときは、直ちにお住まいの区の福祉保健センターに届け出てください。
- 3～7に関して、お住まいの区と異なる区にある施設等を利用中の方については、施設等のある区の福祉保健センターに申請や届出を行ってください。

支給認定決定通知書イメージ

〒 -
横浜市中区 町0 - 0 - 0

平成27年 月 日

横浜 子一郎 様

〒 -
横浜市中区 町1 - 1
区福祉保健センター
子ども家庭支援課
Tel : -
Fax : -

区長 印

支給認定決定通知書【教育】

子ども・子育て支援法第20条に基づく支給認定について、次のとおり決定します。

対象児童	氏名	横浜 子一郎
	生年月日	平成23年 1月 1日
保護者 (申請者)	氏名	横浜 親太郎
	住所	横浜市中区相生町6丁目9999番地 マンションよこはま101

認定証番号	123456789101	認定区分	1号	
認定有効期間	平成27年 4月 1日 ~ 平成28年 3月31日			
根拠となる税額	父	3,000,000 円	判定税額計	8,000,000 円
	母	1,500,000 円	負担区分	D 2 5 階層
	その他	3,500,000 円		
補足給付	有			
負担区分適用期間	平成27年 4月 1日 ~ 平成28年 3月31日			
減免期間	平成27年 4月 ~ 平成28年 3月			

施設・事業所名	× 法人 よこはま幼稚園
施設・事業所 住所等	231-0021 横浜市中区日本大通100丁目5555番地

- 負担区分に変更があった場合は、その旨を別途通知します。
- 住所、氏名、世帯構成その他に変更がある場合は、速やかに上記の福祉保健センターへ変更の申請をしてください。
- 施設等を利用中であっても、支給認定の基準に該当しなくなった場合には、支給認定を取り消す場合があります。

